

7

2003年

組合広報

NO. 439

よろこばれ 期待され 魅力ある

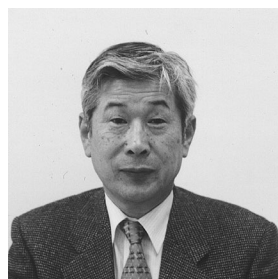
東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合

URL <http://www.tmk.or.jp>

わたしの意見	亜鉛規制強化の動きに対処して 環境担当副理事長 川上洋一	1
役員会委員会	理事長日誌、組合・関連団体行事予定	2
	工組理事会、広報委員会	
	平成 15 年度東京都への要望	6
	都議会自民党めっき対策議員連盟と懇談	14
あなたの予定表	8 月の環研・協組集荷日程ほか	19
	全鍍連総会 新会長に笹野不二夫氏	20
	亜鉛部会総会 新会長に菊池忠男氏選出	22
	第 8 回健保ホリデーウォーキング	12
	ヒキフネグループ創業 70 周年記念祝賀会	23
	十日会賞受賞のお礼と最近感じること 石川進造	25
ピック・アップ	慶大 p H 値測定センサー用色素他	28
支部シリーズ	本所支部の巻「古き良き時代を振り返って」	30
	暑中名刺広告	32
	訓練校 8 月授業案内、訃報	41
支部通信	品川支部、中央支部	42
	城北支部、城北青年部会、葛飾青年部会	
	協組・環研ニュース	47
	東京都中小企業の景況	48

亜鉛規制強化の 動きに対処して

環境担当副理事長 川上 洋一



21世紀は環境の世紀であり、水の世紀とも言われており、これまでは人の健康と生活環境の保全としてでしたが、これからは人も地球の生態系の一部であることを認識することがまず必要です。

との考え方から水生生物保全の観点から亜鉛の環境基準値を30マイクログラムと微量な数値が示されました。この件に関して6月10日までのパブリックコメントを中央環境審議会水生生物保全環境基準専門委員会に東京都鍍金工業組合並びに環境委員会委員、全鍍連等の方々より要望をしておきましたが、現在までの例では30マイクログラム(0.03mg)ですと排出基準値が0.3mg/l、現在の規制値5mg/lを維持するにも組合を挙げて大変努力をして何とかクリアできるようになり、今回の規制値が決まればめっき業界は壊滅的な打撃となり、存続することが困難になります。パブリックコメントにご協力くださいました方々には深く感謝いたします。

ところで、亜鉛は人のみならず動物全ての成長に欠かすことのできない必須元素であることも事実であり、排出基準値は現行の5mg/lを願うものです。

乳児で5mg/日、成人男性15mg/日、女性15mg/日を必要とされ、魚類(アマゴ親魚に亜鉛を添加の効果があり、ニジマスの養殖は適切な亜鉛含有量が15~30ppmとされており、亜鉛が少ないと成長と死亡率が高くなるとのこと)にも必要とされています。

最近の新聞等の報道にカドミウムが環境基準値の166倍から735倍も含まれ、水銀も含まれているとの報道により、魚が暴落して漁民の方が困っています。

カドミウムについては33年前にほとんどのめっき業者は廃止し、錫めっきと半田めっきに切り替え、現在は鉛フリーに変更を余儀なくされておりますが、我々めっき業界だけでは鉛フリーの実現は不可能であります。それは切削鉋に含有している鉛が脱脂等アルカリの雰囲気著しく溶解するからです。

環境を善くすることは私どもにとっても素晴らしいこととの認識はありますが、それより重要なことはめっき業界をはじめとして製造業の存続であり、全国一律の規制値には理解できません。食料自給率約30%でその他約70%は海外から輸入しその資金を製造業が稼ぎ出しております。

これからの環境問題(土壌汚染、ホウ素、フッ素、窒素、今回の亜鉛等)は委員会を中心として頑張っていきますので組合員さんの絶大なるご協力をお願いいたします。

大村理事長日誌



6月

1日(日)健保組合バスハイク

3日(火)都環境局「化学物質適正管理届
出の手引き」講習会

4日(水)広報委員会

7日(土)品川支部総会

9日(月)正副理事長会

12日(木)都中小企業団体中央会打合せ
健保組合運営委員会

13日(金)公防協組打合せ

17日(火)事務局、健保組合打合せ
厚生年金基金運用委員会

19日(木)中小企業団体中央会労働委員会
事務局、亜鉛めっき部会総会

21日(土)保坂三蔵参院議員セミナー

24日(火)厚生年金基金理事会

26日(木)都中小企業団体中央会理事会
玉沢徳一郎前衆院議員セミナー

～組合・関連団体行事予定～

8月5日(火)広報委員会

8月6日(水)正副理事長会・産技研懇談

8月21日(木)技能教育委員会
全鍍連技術委員会

9月3日(水)正副理事長会

9月5日(金)第1回監事会

9月7日(日)技能検定学科試験

9月9日(火)日本硬質クロム工業会情報
委員会

9月11日(木)表団協セミナー(機械振興)
ホームページ特別委員会

9月12日(金)北海道東北ブロック会議

9月18日(木)正副理事長会、合同役員会
顧問・相談役会

10月1日(水)正副理事長会

10月3日(水)東海北陸ブロック会議

10月7日(火)全鍍連国際委員会

10月8日(水)広報委員会

10月9日(木)全鍍連近代会推進委員会

10月17日(金)訓練校工場見学会

10月21日(火)全鍍連全国めっき技術コ
ンクール審査委員会(総合審査)

10月23日(木)全鍍連広報委員会

10月27日(月)第4回技能教育委員会

10月28日(火)全鍍連総務委員会

10月29日(水)全鍍連監事会

11月11日(火)第2回監事会

11月5日(水)正副理事長会・理事会

11月14日(金)中国四国九州ブロック会議

11月27日(木)全鍍連常任理事会・理事
会・創立55周年記念式典・第
41回全国大会

第2回 工組 理 事 会

東京都への要望等決定

と き 平成15年7月2日(水)
午後6時30分～8時
ところ めっきセンター4階会議室
出席者 大村、姫野、由田、川上
間部、八幡、宮澤
木下、柏村、下平、菊池
池田、安斎
遠藤、新井、元井、小橋
中澤、小谷野、藤田、原
志田、池田、篠根、今泉
小嶋、細井、神谷、石川
石田、仲俣、山田、岡本
西原
(監 事) 田中、鈴木、海野、岩井

理事会開会に先立ち、東京都中央労政事務所労務課普及係・磯崎道雄主任から「社内コミュニケーション診断」の利用案内があった。それによると、同診断は平成9年度から厚生労働省が始めた制度で、労務管理の改善を図るには、具体的に何が、どの程度問題なのかを的確に把握する必要がある、経営者が改善への意欲を持っていても、恣意的な判断で改善を講じるのでは十分な成果が期待できない。同診断は社員に対しての意識調査を行い、結果を分析し、問題点を把握、中小企業の社員意識の全国水準を元に作成された標準尺度との照合により、第三者が中立的な立場から診断を行う。費用は無料でご利用を頂きたいとの案内があった。

宮澤専務理事が定足数を満たしていることを報告、大村理事長の開会の挨拶の後、

今回総代会後の初理事会であり、初めての理事がおり、副理事長、各支部長が自己紹介を行った。議事録確認者として、城東支部長の遠藤清孝理事、城西支部長の元井民夫理事を指名し、議事に入った。

1. 平成15年度組合業務懇談会開催について

宮澤専務理事が説明し、7月3日都議会自民党めっき対策議員連盟、7月22日都議会公明党との懇談を行う。めっき対策議員連盟は現在17氏が所属。要望事項は「中小企業高度化資金融資に係る連帯保証人の変更について」「中小企業高度化資金借受条件の変更について」「平成15年度東京都への要望事項について」(各々別掲)で、各要望の要点を説明、原案通り承認された。

要望書は、東京都各局、都議会各会派代表へ配布する。

2. 平成15・16年度各委員会役員の役割分担について

宮澤専務理事が説明し承認された。

総財務委員会

副理事長 由田 猛
委員長 平野普三雄
副委員長 池田 敏則
副委員長 小澤 栄男

広報委員会

副理事長 姫野 正弘
委員長 木村 秀利
副委員長 神谷 博行

環境委員会

副理事長 川上 洋一
委員長 菊池 忠男
副委員長 柏村 一志
副委員長 安斎 克成

技能教育委員会

副理事長 八幡 順一

委員長 志田 和陽
副委員長 高倉 利守
ホームページ特別委員会
理事長 大村 功作
委員長 石川 進造
副委員長 江原 一美
副委員長 木下 健次
なお役員名簿を印刷、配布する。

3. 環境省の亜鉛に関する環境基準の見直しに対し

宮澤専務理事から、環境省が亜鉛の環境基準の見直しに関しパブリックコメント募集を行い、東京組は団体として、環境省環境管理局水環境部企画課内・中央環境審議会水環境部会水生生物保全環境基準専門委員会事務局宛に、次の意見を提出した。またほかにも把握出来たもので組員から12件の意見提出があったことを報告した。
〈該当箇所〉

3. 化学物質による水生生物への影響

(3) フィールドにおける水生生物への影響

一つの化学物質による影響のみを分離して評価することは困難であるとされているが、…化学物質濃度が高い場合には水生生物に影響が表れていることが明示しているものがみられている。

〈意見内容〉

金属の場合、金属の単純イオンとして解離しているのと錯イオンとして解離しているのでは、その影響は異なるものと思われる。一つの化学物質による影響評価のみで判断するのではなく二つ以上の化学物質で評価して判断すべきである。

〈該当箇所〉

4. 水生生物の保全に係る水質目標

②目標値の導入

公共用水域において通常維持されるべき水質の水準を検討するものであることから

…目標値を導出することが妥当である。

〈意見内容〉

WHOの飲料水の水質ガイドラインに基づく平成15年3月の厚生科学審議会における水質基準の見直し等について(案)による水質基準改正案にも亜鉛1mg/l以下とされており、公共用水域の水質の水準を導出することには矛盾がある。

また、化学大辞典によると水酸化亜鉛の溶解度は、18℃で0.5mg/100ml、酸化亜鉛の溶解度は、18℃で0.42mg/100mlであり、土壌中(10～300mg/kg)に存在するこれらの物質からの溶解を抑えることは、一般的な沈殿法では困難である。

要 望

亜鉛は鉄鋼の防錆のために広く使用されており、わが国のように高温、多湿の自然環境においては、亜鉛を鉄鋼上に被覆することにより腐食損失の軽減化を行ってきている。その製品は建築材料、自動車部品、電子部品、機械部品、航空機部品など多くの分野に使用されており現在の生活を維持するためには不可欠の金属である。

また、人間が生命を維持するためにも成人の男性15mg/日、女性12mg/日必要とされており金属の中でも最も重要な元素になっている。このような観点からも亜鉛の環境基準の決定に当り特段のご配慮をお願いしたい。

4. 月次予算実績管理表・合計残高試算表(4～5月)

宮澤専務理事が、4～5月の2ヶ月間の工組収支状況について前年同月比でほぼ横ばいで推移していることを報告した。

5. 新規加入組員について

平成15年6月1日付、大羽メッキ化学工業所(足立支部)の加入が承認された。

6. 新定款及び環境保全管理規約、組合案内パンフレットの作成配布について

先の総代会で承認された定款及び環境保全管理規約、組合案内パンフレットを作成した。

7. 平成 15 年度組合親睦ゴルフ大会案内

姫野副理事長(実行委員長)から、参加者が百名以上となり、各支部長の協力に感謝の言葉を述べた。

8. 平成 15 年度組合年間行事案内及び組合員異動

資料として年間行事予定表配布、組合員異動(加入:足立支部・大羽メッキ化学工業所 1 社・脱退:向島支部(株)榎本 1 社、変更:城南支部・大和金属工業(株)代表取締役 桜井智恵子→代表取締役真木要、城東支部・(有)岡崎鍍金 代表取締役 岡崎和夫、取締役 岡崎 覚→代表取締役会長 岡崎和夫 代表取締役 岡崎覚)、現組合員数 542 等報告した。

9. 組合事務局事務分掌

事務局:専務理事 宮澤裕、総務課長 前田孝、庶務係 近藤寿雄、業務係 宮部圭典、経 理係 島田良美、管理係 大田黒祥子

訓練校:教頭 神戸徳蔵、教務係 三嶋若菜

環研:所長 志賀孝作、技術課長 長嶋政人、主任 斉藤弘幸、技術指導係 西須伸夫、柴田京子、及川浩司、研究調査係 古橋史江、戸井崎茂

10. 副理事長就任都庁挨拶廻り

正副理事長が 7 月 2 日(水)午後 1 時から東京都産業局、環境局、下水道局へ挨拶廻りを行ったことを報告した。

11. (社)日本自動車部品工業会の指導内容について

亜鉛めっき部会役員が同工業会を訪問し、自動車部品のクロメート被膜について次のような指導を受けたことを報告した。

2004 年 6 価クロムフリーの評価
(有色クロメート)



2005 年 有色クロメート全廃を決定



2007 年 有色クロメートを全廃

現 状

評価基準 72h→144h

光沢クロメート、黄色クロメート→可能
グリーンクロメート、黒色クロメート→困難
変更出来ない物は材料の変更を行う。

12. 全鍍連生産額調査依頼について

宮澤専務理事が説明し、全鍍連より経営基盤強化計画に関連して、東京の電気めっき業の定期的な生産額調査依頼があった。この調査結果は全鍍連の基礎データとして使用される。今年よりめっき業が不況業種認定を外され、新たな「セーフティーネット貸付制度の 5 号保証・全国的な不況業種」融資枠が利用出来なかった経緯もあり、東京組合としては、組合員全般の企業規模を考慮した業況が正確に反映される資料を作りたいとご協力をお願いしたい、と報告した。

大村理事長は、「前回調査で各支部 4 社、計 48 社にアンケート調査をお願いした結果、7 社の回答しかなかった。今年めっき業が不況業種から外されたが、これらデータを見ると、不況業種を外されるような結果となっており、我々が反論すべきものが全くない内容である。正副理事長会で検討し、今回は理事のみなさんに調査をお願いすることにした。良い悪いを正しく記入を頂いて東京組合としてもこうしたデータを

持っていたいのでご協力をお願い申し上げます」と補足した。

また、理事から日刊工業新聞の全鍍連笹野会長会見記事「ISOを取らねば淘汰も」(6/30)について不適切な発言である旨の意見があり、正副理事長で対応を協議することにした。

第1回 工協組 広報委員会

新旧歓送迎会

と き 平成 15 年 6 月 4 日 (水)
ところ 池袋「パブ シャイン」
出席者 大村、姫野、由田、木村
半田、神谷
内山、溝口、上原、堀江
小島、広根、籠利、野田
角田
(事務局)宮澤、小原、島田、大田黒
三鴨

木村委員長の司会で開会し、大村理事長が挨拶し、前委員のご協力に感謝するとともに新委員のご協力をお願いした。

今回の会場を設定して頂いた由田副理事長は「お忙しいなか多数のご参加を頂き感謝申し上げます。広報担当として1期2年やらせて頂き、何か問題があれば私が責任をとらないといけないと思ってきたが、みなさんのご協力により大過なく任期

を終了することができた。広報委員会も充実してきたと思う。今日は歓送迎会ということで、新たに姫野副理事長が担当するが、責任は副理事長にとって頂き、委員みなさんには思う存分筆を振るって頂きたい」と挨拶をした。

姫野副理事長は「広報委員会には長い歴史があり、大村理事長が担当されてこともあり、また、西部支部の先輩である西原さんが百周年記念誌編纂を担当、三鷹金属の岡社長が委員長を務めている。業界にとっても情報が重要になっている。私は人前で喋ることやものを書くことが苦手であるが、木村委員長はじめ半田常任理事、神谷副委員長とみなさんベテラン揃いだから安心して頂きたい。みなさんのご協力をお願い申し上げます」と挨拶をした。

1. 広報6、7、8月号について

6月号は校正刷りにより内容を確認した。7、8月号は台割によりそれぞれの編集方針を検討、確認した。

次回委員会は8月5日(火)。6月に歓送迎会を行ったので通常正規委員会とする。



平成15年度東京都への要望

東京都鍍金工業組合
東京鍍金公害防止協同組合

1. 排水規制に関すること<下水道局>

平成13年6月22日、下水道法施行令が改正され、下水排除に係る規制物質が追加されました。これに伴い、事業者には、「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」に係る下水排除基準が適用されることになりました。
・特定事業場からの下水排除基準(下水道法施行令第9条の4追加)

ほう素及びその化合物 河川 10mg/L 海域 230mg/L

ふっ素及びその化合物 河川 8mg/L 海域 15mg/L

なお、今まで適用されていた「ふっ素含有量」の基準は削除されました。

・施行日

平成13年7月1日、但し、下水道法施行令の調整規定により、6か月の適用猶予となるため特別区の区域内では、実際には、平成14年1月1日から、公共下水道を使用している特定事業場に対し、上記2物質の基準が適用されます。

今回の追加規制物質については、事業場の所在地によって下水排水基準が異なります。特別区の区域内では2通りの区域(河川を放流先とする下水道の処理区と海域を放流先とする下水道の処理区)に分類されます。

河川を放流先とする下水道の区域(処理区)：三河島、小台、落合、小菅、新河岸、中川の各処理区

海域を放流先とする下水道の区域(処理区)：芝浦、砂町、森ヶ崎、葛西の各処理区 各事業場がどちらの区域に該当するか不明な場合は、下水道局の各管理事務所に個別に問い合わせをすることになっています。

・暫定基準

基準を直ちに達成することが、技術的に困難な業種に係る特定事業場に対しては、経過措置としての暫定基準が適用されます。暫定基準の適用期間は平成16年6月30日までとなっています。

・めっき業の暫定基準

*ほう素及びその化合物

「放流先が河川である下水道に排除するもの」70mg/L

*ふっ素及びその化合物

(日間平均排水量が50m³未満であるもの) 70mg/L

(日間平均排水量が50m³以上であるもの) 15mg/L

・要望

低迷している東京の産業を、モノづくりの面から必死に支えているめっき業界の実情を的確に把握され、中小企業の振興や働く人々の生活を守る面からも、下水道法及び同法施行令、そして、東京都下水道条例等において、当該排水規制値を定めたことにより、中小企業が転廃業に追い込まれることのないよう、下記の要望について、適切なご配慮とご支援を、お願い申し上げます。

具体的には、

(1)都市型企业に適した処理技術が確立するまで「ほう素」「ふっ素」に関しましては、暫定排除基準値の延長を、お願いしたい。

「ほう素」暫定排除基準値 70mg/L

「ふっ素」暫定排除基準値 70mg/L

(2)日間平均排水量50m³未満の小規模事業所については、排水基準値の適用除外の措置が講じられること。また、下水道を所管している国土交通省など、国の機関へ働きかけてほしいこと。

(3)新たに規制項目が加わると事業所の負担が増大しますので、下記の調査費等に対する助成金等、特別のご配慮を、求めます。

①データ収集して実態の把握が出来ないと、対策等の支障も想定されます。そこで、実態調査費として全組合員の2割相当(120社分)のニッケル、ほう素、ふっ素等の分析分として150万円の助成をお願いしたい。

②処理技術の開発については、東京都立産業技術研究所に全面的に願うとともに、業界への技術指導及び財政支援を要望する。

③規制項目の増加により分析項目も増加し、通常の分析業務が滞りますので、分析機器等の購入、とりわけガスクロマトグラフ質量分析装置1,500万円、イオンクロマトグラフ450万円、合計1,950万円の特別助成をお願いしたい。

④規制に伴い事業廃止に至る事業所等が工場整理にあたって、多額の費用が、かかり困窮しています。事業廃止にあたっての費用補填のための基金制度の創設など、手厚い助成措置が講じられますよう特別のご配慮をお願いしたい。

2. 東京都環境確保条例に関わること<環境局>

・はじめに

東京都環境確保条例の平成13年度4月1日施行(化学物質の適正管理、平成13年10月1日施行)は、都内めっき事業者に甚大な影響を与えており、当組合としても、重大な関心をもって条例施行後の都の動向を注視するとともに、業界としてその対応を検討しています。

時恰も、平成11年7月「特定化学物質の環境への排出量の把握等、及び管理の改善の促進に関する法律」いわゆるPRTTR法が制定され、平成13年4月から施行。有害物質を取り扱う事業所には、様々な責務と義務が課せ

られることになりました。

・「PRTTR制度」とは、

①事業所が化学物質の環境中(水・大気・土壌)への排出量及び産廃物が含まれる移動量を把握して、都道府県を通じて国に対して届け出を行う。

②国がデータの集計・公表するとともに、国民の請求があれば個別事業所の情報を開示するという制度です。PRTTR法は、平成13年4月から施行され、対象事業者は、排出量・移動量の把握に努め、平成14年4月には、排出量・移動量を窓口である東京都に報告することになりました。なお、15年6月5日に、13年度分が開示されました。

・「PRTTR制度」の内容は、常時使用する従業員21人以上で、特定第1種指定化学物質である発ガン性物質(カドミウム及びその化合物、ニッケル化合物、6価クロム化合物、ベリリウムなど)については、500kg/年、第1種指定化学物質(無機シアン化合物、銅、亜鉛、コバルト、鉛、トリクレン、塩化メチレンなど)について、現状は、暫定的に5,000kg/年ですが、15年度から、1,000kg/年となります。

・「環境確保条例」では、適正管理化学物質(58物質)のいずれかを年間使用量100kg以上取り扱う者は、知事への報告が義務付けられます。条例では、排ガス、排水規制のかかる物質に限った物質の使用状態を報告して頂いて、情報開示というより、工程内の有害物質の使用を低減していこうという趣旨であります。本条例で、指定されている58物質のうち、めっき事業所の関連物質は、18物質で、PRTTR法で規定されている14物質より4物質多くなっています。ほう素が新たに追加されました。その4物質は、硫酸、硝酸、塩酸、メタノールです。PRTTR法にない物質は、対象から除いていただくか、今後とも、使用量ではなく、購入量のみを報告にしていきたいと思いますと考えています。

・要 望

本条例施行にあたり、運用上、特段のご配慮をよろしくお願い申し上げます。

(1) 本条例は、P R T R法の基準に準じていただきたい。

① P R T R法の基準である従業員 21 名以上、年間使用量 1000kg の順守。従業員 10 名以下の企業は“対象外にしてください。”

② 届出事項は、使用量等ではなく、購入量のみを報告にするなど、届出事項を最小限にしてください。

③ 換算係数は、全鍍連のマニュアル(全国統一マニュアル)を採用してください。

④ 罰則を課さないこと。

(2) 本条例と P R T R法の行政窓口を一本化してください。

① 制度的に類似点が多い。

② 本条例と法の対象物質には、共通物質が多いので、本条例に一本化する。

(3) 事業者が提出する報告書作成への一層の指導と簡素化の徹底。

① 簡易な「化学物質適正管理」届出の手引書の作成。(マニュアル)

② 説明会のフォローアップ実施。(既実施、平成 15 年 5 月 29 日～6 月 13 日、延べ 5 日間)は、評価していますが、一層の簡素化とご指導をお願いします。

(4) 情報開示による事業所の不利益の排除。

① 事業者が提出する、届出事項の記載の正確性が疑問。

② リスクが大きい。

③ 情報開示はしない。

やむを得ず開示された場合には、当組合に開示内容をお知らせ願いたい。

(5) 大気汚染物質に関しては硫酸、窒素酸化物、塩化水素としてありますが、めっき工程では、品物を洗うのみ、常温で 5%以下の濃度として使用する為、大気中にガスが発生する恐れは無いと思われます。よって、めっき工

程上の酸について除外していただきたい。亜硫酸ガス、二酸化窒素ガス、塩化水素ガスが発生する場合のみに限定されることをお願いする。

(6) 本条例で、このたび適正管理化学物質の一つとして、ほう素が、新たに追加されました。今まで、難しい対応が求められていましたが、さらに、物質が追加されますと、業界として、その対応が一層困難になります。新たな物質の追加をしないでください。

(7) 現在、改善してまいりましたが、各区・市によって、検査項目や基準値に対しての説明や指導の仕方が違ってきます。一層、区市への行政指導をお願いし、都内全域、統一した考え方で実施していただきたい。

3. 土壌汚染に関すること<環境局>

・はじめに

土壌汚染の原因は、原材料、薬品などの保管・製造工程における不適切な取り扱いによる漏出、廃水処理関連施設からの漏出、不適切な廃棄物の埋立処分などであるといわれています。土壌が汚染されると希釈や分解による自然減衰はあまり期待できず、長期間にわたる蓄積性の汚染となります。また、土壌を汚染した物質が地下水帯まで達すると、地下水汚染となり工場の敷地外の広い範囲に影響を及ぼし、地下水を飲用している住民の健康被害も危惧されることになります。

・経 緯

このようなことから、当組合といたしましては、従前から環境に十分配慮し、有害物質を扱う事業場や事業所に対し、製造工程における有害物質の排気・排水・廃棄物の管理の徹底を図るとともに、過去から現在までの事業活動の状況や施設の破損等の事故、廃棄物・排出水の処理に関連して土壌汚染の恐れがある場合には、土地改変等の機会をとらえて指導や自主的な調査を行ってまいりました。

しかし、このたびのPRTTR法の規定や東京都環境確保条例の施行(特に土壤汚染対策)、また平成15年2月15日施行された「土壤汚染対策法」など、昨今の津波のように押し寄せて来る規制に、めっき業界として、自助努力を含めて、どのように対処できるのか、また、めっき業界の存続が可能かどうかまで、重大な関心をもって、今後の行政の動きを注視するとともに、経営上、財政上、新たな問題が生じるなど、大変、憂慮しているところです。現在は、不況下のもと、めっき加工需要の激減に加えて、過酷なコスト削減要求により、最盛期には、1200社を超える組合員事業所が、現在は、552社、近い将来300社に減少すると予想される厳しい現実を、ご理解いただくとともに、特段のご配慮をお願い申し上げます。

・要 望

(1) 東京都環境確保条例における土壤汚染に対する規制値を、法律や政令・省令よりも厳しくしないで欲しい。その一つの手法として、工業地域と農業地域では、規制値に何らかの差を設けてもよいのではないかと。また、地下水の未使用地域に対する緩和措置も図るべきである。

(2) 土壤汚染に関しての処理技術開発と財政支援のお願い

大企業であれば、土壤の浄化処理は可能ですが、めっき事業所のような小零細では浄化の処理対応は難しい。処理が簡単で費用のかからない技術の開発など、処理技術への支援とボーリング・マシンによる浄化処理など、民間専門処理機関への委託費として、1,800万円の特別の助成措置をお願いしたい。また、土壤汚染に強い工場の設計・汚染土壌の拡散防止対策、汚染土壌の処理等が簡単で、しかも費用のかからない処理技術の早急な確立を、お願いしたい。

(3) 東京都からの助成金への特別のご配慮と

救済措置

永年、めっき業を営んでいる場合、現在の経営者が汚染したのか、先代の経営者の時代に汚染されたのか、判断が厳しいのが状況です。その場合、過去からの蓄積された汚染があるとの考えで対処にあたりたいのですが、処理費が異常に高く経営に影響し、事業の継続が困難のため、特別の財政支援をお願いしたい。また、データの収集のための分析機器の購入資金の助成。・GCMS・QP2010システム(島津ガスクロマトグラフ質量分析計)¥15,000,000など、財政支援を含め、特段の救済措置をお願いしたい。

(4) 受注量の激減とともに、土地の資産価値が、急激に既に低下、或いは無くなった土壤への固定資産税の免除及び相続に対する課税評価額の控除等、税制上の特別の配慮と税制措置をお願いしたい。

土壤汚染対策法施行の経緯・概要

・経緯

土壤汚染対策法(平成14年5月:法律第53号)、「土壤汚染対策法施行令」、「土壤環境対策法の施行期目を定める政令」(平成14年11月8日)

土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に対する省令(平成14年11月15日:環境省令第23号)

土壤汚染対策法施行規則(平成14年12月26日:環境省令第29号)

・概要

土壤汚染対策法施行令:①特定有害物質(1条)②土壤汚染状況調査の対象となる土地の基準(第3条)③汚染の除去等に係る措置命令の対象となる土地の基準(第5条)

土壤環境対策法の施行期目を定める政令:土壤汚染対策法の施行期日を平成15年2月15日とし、指定調査機関及び指定支援法人の指定等の手続の施行期日を平成14年11月15

日とするもの。

土壤汚染対策法施行規則:

(1) 土壤汚染状況調査の方法

○以下の物質の種類ごとに、以下の調査を行う

・揮発性有機化合物は、土壤ガス調査及び土壤溶出量調査

・重金属等は、土壤溶出量調査及び土壤含有量調査

・農薬等は、土壤溶出量調査

○サンプリング地点の数は、100m³に1点とし、土壤汚染の可能性が低い場所は900m³に1点とする。

(2) 指定区域の指定基準

土壤汚染のある土地として指定される「指定区域」の指定基準を定める。

(3) 汚染の除去等の措置に関する技術的基準

①汚染土壤の直接摂取によるリスクの観点からの措置

盛土措置を原則とし、土地利用状況や措置実施者等の希望によっては、立入禁止措置、舗装措置、掘削除去措置等を実施。

②地下水等の摂取によるリスクの観点からの措置

○地下水汚染が発生していない場合は、地下水のモニタリングを実施。

○地下水汚染が既に発生している場合は、汚染の状況や措置実施者等の希望により、封じ込め措置、掘削除去措置、原位置浄化措置等を実施。

4. シアン無害化施設「城南処理センター」運営支援のお願い<環境局><産業労働局>

東京鍍金公害防止協同組合は、都内の電気めっき専門業者が組織する東京都鍍金工業組合を母体として、昭和46年東京都が策定された「都民を公害から防衛する計画1971」の特定有害物質対策の濃厚廃液の共同処理施設として東京都のご指導のもと設立されました。「城

南処理センター」は、中小企業高度化資金のご融資をいただき、昭和47年6月シアン濃厚廃液共同処理場として操業を開始、以来31年間に、76,650キロリットの濃厚廃液を処理し、東京都の環境保全に大きな貢献をしてきたと自負しているところです。

現在の処理施設は、平成4年から3年間、東京都中小企業高度化事業として高度化資金のご融資をいただき設置した無害化処理施設で適正処理施設として稼働しています。

高度化資金償還残額は、406,293,000円で毎年35,928,000円の元金を償還しています。最終の償還完了は平成26年になります。このうち、平成7年3月17日に借入れました37,904,000円でアンモニア燃焼設備を設置しましたが、燃焼に伴いダイオキシン生成の恐れがあり、規制を考慮して現在は休止しています。

濃厚廃液の処理依頼は、昭和63年度から減少し、最盛期は、月に300キロリットルを越えていた処理依頼は、地域・組合員資格の拡大などの組合の努力にもかかわらず、昨年度(平成14年度)は、月に175キロリットルまで減少しました。この間に、組合員の事業廃止に伴う脱退により、組合員数も半減しています。小零細企業の集まりである協同組合が、極めて公共性の高い濃厚廃液処理を続けていくためには、東京都のご支援をいただくより、外に産業廃棄物処理を続けて社会的使命を果たしていくことが困難となっています。

具体的には、

1) 濃厚シアンの安全確実な処理を行うため、公共関与での処理場の運営を検討していただきたい。

2) ダイオキシン問題で使用を休止しているアンモニア燃焼装置にかかる元金償還残額28,988,000円の償還を免除していただき、アンモニア焼却装置の除却することを、認めていただきたい。

3) 施設の保全に多額の費用を要しますが、公共性のある施設であり、毎年の保全経費 12,000,000 円の助成をお願いしたい。

4) 濃厚シアン廃液処理を続けていくためには、現況の月平均 170 ㌔リットルの処理依頼量から考えて、23,000,000 円の補填をいただかなければ、存続が困難です。よろしく願いたい。

5. 産業廃棄物の最終処分場確保のお願い<環境局>

産業廃棄物は全国で年間約 4 億トンもの量が排出され、そのうち約 6%に相当する量が東京都から排出されていますが、都内においては産業廃棄物の中間処理や最終処分のための処理施設は、十分整備されていないのが現状です。

産業廃棄物は、基本的には、これを排出した事業者が適正に処理する責任があり、広域移動が認められています。都内の事業者は、最終処分の約 8 割を他県での処理に依存している状況です。都内には、平成 11 年度末現在、焼却や破碎などの中間処理の許可施設が 257 か所ありますが、その過半数は汚泥の脱水施設です。市街化が進み、処理施設建設の適地が少なくなったことや地価の高騰などから、新たに中間処理業を行う施設の整備は進んでいない状況にあります。また、最終処分については、都が管理運営する埋立処分場で、中小企業から排出される産業廃棄物の受入れを行っています。最終処分量全体の 7 割強は他県で処分されています。

このような現状の中で、めっき業界としては、廃棄物の発生を極力抑え、発生した廃棄物は適正に処理するとともに、減量・資源化し、環境の負荷を軽減することに、努めています。

◎産業廃棄物をめぐる状況

(1) 産業廃棄物の発生・処理・最終処分(再生)

の状況

産業廃棄物の排出量は、平成 11 年度実績で、約 4 億トンで、ここ数年、横ばいからやや減少傾向にあります。種類別にみまると、汚泥の排出量が最も多く全体の 46.8%を占めています。処分の状況をみると、総排出量約 4 億トンのうち、約 43%が再生利用され、約 12%が最終処分されています。

(2) リサイクル関連法の制定

循環型社会を形成するためには、リサイクルの推進が不可欠であることから、平成 13 年には、循環型社会形成推進基本法が制定され、都は資源化・再生利用を進めています。

(3) 廃棄物処理法の制定と度重なる改正

昭和 46 年、法が制定されて以来、平成 3 年、9 年、12 年の 3 回にわたり、に大幅に法改正が行われ、抜本的な対策を進めてまいりました。

◎東京都産業廃棄物問題協議会の設置

排出事業者、処理業者、行政の 3 者が、各々の役割分担を自覚し、共同して取り組む決意を示すために、実行すべき事項を「産業廃棄物適正処理推進行動計画」として、とりまとめています。

◎当問題協議会の「特殊産業廃棄物適正処理部会」に所属する当組合としましては、行動計画に基づき、不法投棄の撲滅、廃棄物処理法の遵守、再資源化・減量化の推進、減量化・再利用・無害化等の技術開発、排出実態の把握優良事業者の育成、組織化の推進、教育体制や知識の普及、情報と開発を積極的に進めてまいりました。

◎また、平成 13 年 11 月には、産業廃棄物の適正処理の徹底と減量・資源化について、法令の枠を一步超えた協定、エコライ協定に東京鍍金公害防止協同組合が、産業廃棄物処分業者の 1 社として締結いたしました。

◎めっき液のクロード化しても、不純物をとりのぞく技術が確立されていない現状にお

いて、どうしても産業廃棄物としてのスラッジ(汚泥)の発生を抑えることが出来ません。このような努力にもかかわらず、最終処分場の確保は、今後とも欠かせません。

・要 望

現下の厳しい状況下においても、産業廃棄物の最終処分場の確保に最大限努めてください。

6. 処理技術の開発・促進について<産業労働局><東京都立産業技術研究所>

東京都産業労働局、及び東京都立産業技術研究所各位には、平素から、ご指導、ご支援、特に、当組合の環境科学研究所の円滑な運営や、高等職業訓練校への講師として研究者の派遣など、めっき業界の技術・技能の向上に多大なご尽力をいただいていますことを御礼申し上げます。

具体的には、平成10年度より、続いています「ものづくり試作開発支援事業」につきましては、評価の研究として分担をさせていただき、蛍光X線分析装置や三次元測長型走査電子顕微鏡等を、ハイテク製品のモノづくりに、活用させていただき、訓練生の実習や環境科学研究所の分析技術の向上、さらには、組合員事業所の研究開発に、大変役立させていただいています。また、めっき業界として、影響の大きい排水処理上の問題としてのほう素につきましては、従前から、その低減化と処理技術の開発について、お願いしてまいりました。本件については、早速、研究をしていただき、ほう酸の代替として、クエン酸、或いはクエン酸ニッケルを使用する技術の開発を進めていただくとともに、ほう素の固定化技術の開発にも、ご尽力していただきました。いずれの技術開発も、めっき業界では関心の高い研究内容です。今後、中小めっき事業者在即した成果として、普及できますよう、引き続き、処理技術の開発に、ご尽力してい

ただきたいと存じます。

現在、検討されています排水規制の項目として、非金属元素(窒素、ふっ素、りん、ほう素など)があげられています。

窒素につきましては、狭隘なめっき事業場でも、使用できる処理技術の確立が強く求められています。また、ふっ素については、ふっ化カルシウムの溶解度より、低い値が検討されていますので、それに対応する技術の開発が急務となっています。これらの問題を解決するための、技術開発・研究の促進を、是非ともお願いします。

土壤汚染問題は、平成15年2月15日施行された「土壤汚染対策法」により、規制が一段と厳しくなっています。めっき業の汚染土壤を、費用がかからない適切な処理技術の早急な確立を、求めます。

環境問題に対応しためっき処理方法として、鉛フリーはんだめっき、有色クロメートの代替としての三価クロメート皮膜、三価クロムからのクロムめっきなどの検討をお願いします。

最近、環境省より、亜鉛の環境基準値の見直しの提案がされています。当組合としましては、パブリック・コメントを提出しましたが、多様な問題点がありますが、そのひとつとして、WHOでの飲料水に示されています数値の30分の1以下の数値を定めようとしています。このような数値を定められますと亜鉛金属を使用することがほとんど不可能となります。めっき業界の実情に特段の配慮を求めているところです。

今後、これらの諸問題を解決しなければ、大都市において、めっき業を営むことは、大変難しい深刻な事態になることが予想されます。是非とも、これらの問題、とりわけ技術的問題を解決するため、東京都のめっき関係の研究者・技術者の増員をお図りいただき、私達の業界への積極的なご指導・ご支援を、

お願い申し上げる次第です。

具体的には、次のことを、お願いします。

・要 望

(1) 中小めっき事業者に対する処理技術の開発を技術指導、及び財政支援

(2) 土壌汚染に関する処理技術の早急な確立

(3) 環境問題に対応しためっき処理方法の技術的検討

(4) めっき業界の実情に配慮した亜鉛の環境基準値の設定

―国への働きかけへの支援―

(5) 東京都のめっき関係技術者の増員要求とめっき業界との連携指導強化の推進

(6) 高等職業訓練校・金属表面処理系めっき科への講師派遣の充実

7. 技能検定施設の設置及び施設整備のお願い<産業労働局>

電気めっき技能検定試験につきましては、めっき業界の技術・技能振興のため当組合が東京都職業能力開発協会から委託を受けて実施しています。例年、受験者が多数にのぼるため、土曜、日曜の2日間にわたり組合を挙げて、実施しています。

技能検定試験(実技)は、当組合が運営している職業訓練校の実習室を中心に実施していますが、実習施設が狭いため、組合の会議室をはじめロビーや応接室も開放して技能検定の実技試験を実施しなければなりません。また、実技試験に用いるめっき槽は、実習室の面積の制約から受験生が生産現場で使用しているものとは比べものにならない程の小型の設備とせざるを得ず、その一方、電気容量に余裕がないため、機器の操作も思うように円滑に運ばない状況が生じています。さらに、技能検定用設備の老朽化が激しく、当局が求める一定のレベルでの実技試験を実施するには、修理・修繕や創意・工夫など、大変苦勞しています。近年、生産技術の進歩に伴い、

めっき加工においても、ますます高精度、高品質が要求されてきており、生産技術の高度化に合わせた高レベルの技術者・技能者を確保して育成することが、めっき業界だけでなく東京における「モノづくり産業」の基盤を強化するうえでも重要な課題であると考えます。具体的には、

1) 生産現場とのギャップのない電気めっきの技能検定試験施設を、東京都の施設として設置していただき、技能検定以外の期間は、職業訓練校生徒をはじめ企業の従業員の技術・技能向上など、人材育成のための研修、訓練施設として最大限の活用が出来ますよう、当該施設の設置をお願いしたい。

2) 技能検定試験、とりわけ実技試験を実施するにあたり、総額 1,023 万円の助成金をお願いし、技能検定用設備の充実に努めさせて頂きたい。

・技能検定用設備の充実とは、具体的には、

整流器 6 台

めっき循環装置 6 台

めっき槽 9 台

酸洗槽 12 台

活性槽 3 台

排ガス装置 12 台

洗浄水循環装置(イオン交換装置含む) 6 台

脱脂槽 12 台

水洗槽 36 台

めっき装置設置架台 27 台

以上の設備が必要不可欠です。また、その充実には、業界の自主努力だけでは限界があります。試算しますと、検定用設備の設備には、総額 1,510 万円必要となります。そのうち、業界の内部努力として 487 万円、公的支援としての財政措置として、1,023 万円を講じていただきますようお願いいたします。

都議会自民党めっき対策議員連盟と懇談

東京都鍍金工業組合並びに東京鍍金公害防止協同組合は7月3日(木)午後5時から新宿モノリス 29 大岳で都議会自民党めっき対策議員連盟議員との懇談会を開催した。組合から「中小企業高度化資金融資に係る連帯保証人の変更について」「中小企業高度化資金借受条件の変更について」説明し、問題解決へのご理解ご支援をお願いした。

懇談会には、議連代表世話人の小山敏雄議員、都議会自民党幹事長の山崎孝明議員、佐藤裕彦議員、中西一善議員、新藤義彦議員の5氏、組合から大村功作理事長、姫野正弘副理事長、由田猛副理事長、川上洋一副理事長、間部健太郎副理事長、宮澤裕工組専務理事小原俊幸協組専務理事が出席、宮澤専務理事の司会により、はじめにめっき対策議員連盟代表世話人の小山敏雄議員は「本日は組合の要望を聞いて、議連としても真剣に取り組んで参りたい」と挨拶。大村功作理事長は「今日は公防協組の連帯保証人の変更と返済計画の延長についてお願いしたい。新しい副理事長

の就任挨拶で昨日東京都に伺ったところ、関係部局の担当者がほとんど代わっていたので、改めて話し合いをさせて頂きたい。今日は保証人の問題をすっきりした形にしたいと考えおり、よろしくお願い申し上げる」と挨拶をした。

議員連盟議員、組合役員が自己紹介を行い、宮澤専務が資料に基づいて①中小企業高度化資金融資に係る連帯保証人の変更について②中小企業高度化資金借受条件の変更について説明した(別掲)。

大村理事長は要望のポイントについて「平成4、5、6年に借入を行い、当時の理事が保証人となったが、第1回の借入で理事52名の内現在理事として残っているのが11名、第2回の借入で理事52名の内現在残っているのが13名、第3回は金額が少なかったこともあり常任理事以上20名の内3名しか残っていない。現在亡くなっている人も保証人になっており、死亡しても保証人は消えない。それを消してほしいとお願いしているが、こ



の変更についてたずねたところ 52 名なら変えてもいいと言っているが、現理事は組合員数の減少に伴い 47 名と少なくなっており、まして新しく保証人になる人はいないのが現状である。後何年かすると現理事、執行部から保証人がいなくなり、保証人が 1 人もいない執行部がお金を返していく状態になるので、執行部に保証人を代えてほしいというお願いである」と説明。このあと、議員から、高度化資金を借りているのは鍍金組合だけでなく、他の団体も同じように保証人の問題が出ているはずで、一都三県がまとまり中小企業総合事業団にかけ合ってはどうか。

現執行部が責任を負うのであり、他の保証人は責任を負いませんという念書を出してはどうか。その写しを議連が名を連ねて都知事や中小企業総合事業団へ持っていきかけ合ってはどうか。もう 1 つの方法は書替えである。

約 1 時間にわたり保証人の変更について活発な意見交換をし、最後に姫野副理事長は「負の資産を後世に残すもので、議員の先生方から大変参考となる色々なアドバイスを頂きその中から最良の方法を検討していきたい」と閉会の挨拶をした。

中小企業高度化資金融資に係る連帯保証人の変更についてのお願い

1. 背景

我が国のモノづくり産業は、今、瀬戸際に立たされています。

めっき業界も例外ではございません。長期にわたる不況や過度とも考えられる環境保全のための規制、産業空洞化等によるめっき加工需要の激減に加えて、過酷なコスト削減要求や仕事量の激減により、最盛期には 1,200 社を超える当組合の事業所が、550 社を切り、平成 14 年度、事業廃止や解散で、脱退事業所が 25 社にのぼり、工場を保有している実質の組合員は、現在 542 社になり、今後、更に減

少が予想されます。

また、本年 2 月の土壤汚染対策法の施行、併せて平成 13 年 10 月に施行された東京都環境確保条例に基づく汚染土壌問題は、主に過去に起因する汚染であり、実態の把握が極めて困難で今後のめっき業の経営にとって大きな経営環境リスクとして問題になっています。その他にも、経営、技術、環境保全など多くの課題を抱え、小零細事業所がこうして問題に立ち向かっていくには、内には組合組織を核とした強固な連携が必要であることは、もちろんですが、行財政面の支援が求められています。それだけに、組合運営の舵取りが、大変難しい時代に突入しているといえます。

Ⅱ. 組合運営の舵取りを担う理事の職務と責任

組合運営の舵取りの現状は、組合の運営業務を執行する役員が中心となって、行われています。既に、ご案内のとおり、組合の役員は、理事と監事であり、理事は、理事会を構成して、組合の業務執行の意思を決定し、代表理事を選出して業務を執行させると同時に、それを監督する役割をもっています。また、監事は、組合会計に関する報告を求め、必要あるときは、組合の業務及び財産の状況を調査することを職務とし、特に会計に、不正がないかどうか監査する役割を担っています。

役員、とりわけ理事は、組合運営に参画する組合の最高責任者でありますので、どのような役員を選ぶかどうかは、組合の盛衰に大きな影響を及ぼすことになります。従って、理事は、組合との委任契約に基づき善良なる管理者の注意をもって、その職務を行うほか、法令、定款、規約の定め、及び総代会の決議を遵守して職務を行う忠実義務を負うなどの個人的責任のほか、理事会を構成し、業務執行の決定に参画するとともに、代表理事による業務執行の監視的役割を果たすべき集団としての責任もあります。従いまして、理事が任務懈怠により、その責任を果たし得ず、

組合に損害を与えたときには、理事は、連帯して組合に対し損害賠償の責に任じなければなりません。民法の一般原則に従えば、個々に、責任を追及されますが、組合の理事の性格に鑑み、特に連帯責任としています。

また、理事が、その職務を行うにつき、その取引相手たる第三者に損害を与えたときは、それが、その理事の悪意または、重過失によって生じたものである場合に限り、その理事は、直接に被害者たる第三者に対して損害賠償の責任を負うことにもなっています。このように、理事は、組合運営の中心にあって、その職務を遂行する任務が課せられているところから、一定の職務に対する権限をもつと同時に、組合運営上の大きな責任を担っています。

Ⅲ. 中小企業高度化事業と東京鍍金公害防止協同組合

内外の様々な要因による厳しい経営環境の中で、中小企業の経営基盤を強化し、経営体質を改善するためには、中小企業構造の高度化、即ち、事業の共同化・協業化を推進していくことが、何よりも重要になっています。そのため、中小企業総合事業団と東京都は、財源(原資)を出し合って、政策的見地から、行政需要や必要性の高いものに対し、長期・低利の融資制度を設け、中小企業構造の高度化という政策目標の達成に寄与する事業を行う組合など、民間団体等に対し、財政支援や行政指導等を行うものです。

東京鍍金公害防止協同組合は、東京都が「都民を公害から防衛する計画 1971」に基づく特定有害物質対策を推進するため、昭和 46 年、濃厚廃液の共同処理施設として、東京都の行政指導のもと、設立されました。

「城南処理センター」は、昭和 47 年、中小企業高度化資金を借受け、シアン濃厚廃液共同処理場として、操業を開始。それ以来、32 年余の間に、78,500 キロリットルの濃厚廃液を処理し、環境保全、とりわけ公害防止に大きな貢

献をしてきたと、私達は、自負しているところです。

現在の処理施設は、中小企業高度化事業として、平成 4 年度から 3 年間、中小企業高度化資金「共同施設資金」を借受け、設置された無害化処理施設で、現在、適正処理施設として、稼働しています。しかし、昨今、当該処理施設の老朽化により、その保全のために、多額の修繕費が必要となってきました。また、厳しい経営事情の現実を踏まえ、対象地域の拡大や組合員資格の緩和など、組合の自助努力を進めているにもかかわらず、濃厚廃液の処理依頼件数の大幅な減少が顕著になってきています。

一方、組合員事業所の解散や事業廃止に伴う組合からの脱退が、増加の一端を辿り、組合員数の減少に憂慮しているところです。小零細事業所の集合体である当組合が、今後、公共性の高い濃厚廃液処理を続け、社会的使命や役割を果たしていくためには、東京都の一層のご理解と強力なご支援が何よりも必要になってきています。

Ⅳ. 中小企業高度化資金融資の現況と連帯保証人

現在、高度化資金借受け残高(平成 15 年 3 月末)は、370,365,000 円で、毎年、35,928,000 円の元金を償還しています。最終の償還完済日は、平成 26 年になります。

中小企業高度化資金融資を受けるに際し、「金銭消費貸借契約公正証書」を作成し、東京都と東京鍍金公害防止協同組合とは、条項の約定により、契約を締結しています。それは、①平成 4 年度は、平成 5 年第 0434 号、中小企業高度化資金「共同施設資金(共同公害防止等)」として、4 億 6126 万円を借受けました。これは、平成 9 年 3 月 25 日を初回とし、以降平成 24 年 3 月 25 日まで、毎年 3 月 25 日に、2,713 万 2 千円、分割弁済し、平成 25 年 3 月 25 日の償還期限に、残額、2,714 万 8 千円を完済する。②平成 5 年度は、平成 5 年

第0726号、中小企業高度化資金「共同施設資金(共同公害防止等)」として、1億1,206万円を借受け、これは、平成9年9月25日を初回とし、以降、平成24年9月25日まで、毎年9月25日に659万1千円を分割弁済し、平成25年9月25日の償還期限に、残額660万4千円を完済する。③平成6年度は、平成7年第0282号、中小企業高度化資金「共同施設資金」(共同公害防止等、構造改善等高度化(特定))として3,790万4千円借受けました。これは、平成10年12月25日を初回とし、以降、平成25年12月25日まで、毎年12月25日に222万9千円分割弁済し、平成26年12月25日の償還期限に残額224万円完済する。というものであります。

V. 連帯保証人の責務と変更

金銭消費貸借契約における連帯保証人の責務として、3回にわたるいずれの契約においても、第9条で、「連帯保証人は、本契約に基づき成立する組合の金銭消費貸借上の債務を、連帯保証し、組合と連帯して、支払う」と定め、また、第17条において「組合及び連帯保証人は、本債務を履行しないときは、本債務につき、設定された低当権実行の前後を問わず、直ちに債務金の請求につき、強制執行に服する」と連帯保証人の責務の遂行を規定しています。また、第9条の5項で、「組合は、東京都から保証人、または低当物件の変更、若しくは追加を要求されたとき、または組合が、保証人、若しくは低当物件を変更しようとするときは、遅滞なく必要な手続きをとらなければならない」とし、変更の手続きを唱っています。

本契約に基づき成立する組合の金銭消費貸借上の債務を連帯保証する連帯保証人には、組合運営の中心的役割を果たしている当時の理事が、中小企業高度化事業「共同施設資金」(共同公害防止等)の趣旨に賛同し、本契約条項の約定を了承し、引き受けてきたものです。一方、組合の理事は、組合事情、即ち、組合

が直面する困難な問題を組合と連帯して解決し、将来展望を踏まえた組合事業の展開を期待し、さらに、東京都の行政指導もあり、連帯保証を引き受けたという当時のやむにやまれぬ事情もありました。

年度別・理事就任・高度化連帯保証の状況を見ますと、①平成4年度は、(高度化保証、平成5年3月26日)、理事の連帯保証人52名でしたが、現在、脱退9名、逝去6名、退任24名、監事2名の事由要因があり、理事として残っていますのは、11名となっています。②平成5年度は、(高度化保証、平成5年11月29日)、理事の連帯保証人52名でしたが、現在、脱退12名、逝去5名、退任20名、監事2名の事由要因があり、理事としての連帯保証人は、13名のみ。③平成6年度は、(高度化保証、平成7年3月17日)、当時、理事の連帯保証人20名、うち、現在、脱退5名、逝去4名、退任8名の事由要因により、現役理事の連帯保証人は、3名のみとなっています。

このように、組合の理事は、組合運営上の職務遂行の責任を負いながら、組合と連帯して、困難な問題の解決に奔走。一方、理事自身の高齢化の進行、事業経営の不振、解散・事業廃止等による脱退など、厳しい現実直面、苦慮している現実が、理事就任・連帯保証人の数の減少からも、うかがえます。

理事が連帯保証の責務を担っている数の減少は、裏返せば、そのまま組合における役員の担い手が少なくなってきたともいえまじ、このままで推移しますと、理事就任の引き受け手がなくなってしまうという組合としての危機感が増幅することにもなってしまう、深刻な事態が予想されます。

そこで、お願いではありますが、従前の理事による連帯保証人を変更させていただき、現組合執行部の最高責任者である代表理事(理事長)が責任をもって、高度化資金償還残額の債務を履行する。金銭消費貸借契約に基づく

連帯保証人は、その時々代表理事(理事長)が金銭消費貸借上の債務を連帯保証し、組合と連帯して、債務を弁済することにさせていただきますようお願い申し上げます。

中小企業高度化資金借受条件の変更 のお願い

日頃から東京鍍金公害防止協同組合の運営に関しましては、一方ならぬご理解やご支援を賜り、ありがたく、厚くお礼申し上げます。

当組合は平成4年度、5年度、6年度に中小企業高度化資金融資の借受けをいたしました。当初の借受額は合計で610,812,000円でしたが、平成8年度以降の元金償還により現在の借受残高は、370,365,000円となっています。平成26年度で完済するという借受け条件となっています。

組合員事業所の解散や事業廃止により、主な事業であるシアン濃厚廃液の無害化処理の共同公害防止事業は、利用者及び利用量の減少で平成13年度は、17,473,447円の損失となりました。

組合員事業所の対象地域の拡大や資格の緩和などで、利用量を確保してまいりましたが、現下の厳しい経済状況では、現行利用量の維持が精一杯の状態にあります。

平成14年度におきましては、定期昇給停止や賞与カットを含む運営上、可能なコスト削減により、何とか利益を計上することができましたが、利用量の回復は困難な状態にあり、先行きは不透明な状態にあるなど、厳しい運営状況にあります。

また、当該施設から発生する悪臭への苦情が地域住民からあり、平成14年度に組合独自で多額の費用をかけて対策の研究開発を行い、一定の成果が得られましたが、この対策には、一部工程改良を伴う数千万円が必要と概算しています。

一方、施設更新後、10年が経過し、老朽化

による設備更新に多額の資金が必要になる懸念があります。現に、平成13年3月には、遠心脱水機2台を13,500,000円で更新しました。この更新は、中古設備により行い、資金の節約に努めています。

今後は、更に多額の資金を必要とする必要性の高い高圧貫流ボイラー(取得価格26,000,000円)や第一種高圧容器(取得価格74,690,000円)の更新時期が到来しています。

つきましては、こうした設備更新を円滑に行うために、健全経営に全力で努めてまいりますが、返済額、返済期限などの借受け条件の変更をお願いし、老朽化した設備の更新に備えたいと考えています。

現在の借受け条件で元金償還を続けていけば、自功努力により、損失がないとしても、数年後には、資金が枯渇すると考えられ、施設の維持が困難になると予想されます。そこでお願いであります。

濃厚シアン処理施設は、中小のめっき業が環境問題を起こさないため、また、環境保全のためには、必要不可欠な施設であり、本処理は、必要な事業です。そこで、中小企業高度化資金の融資の返済額、返済期限など、借受け条件の変更について、特別のご配慮とご指導を賜りますよう、お願い申し上げます。

8月 あなたの予定表

日	曜	役員会・委員会他	環研集荷(ブロック長)	協 組 集 荷	メ モ
1	金			葛飾支部	
2	土				
3	日				
4	月		大田支部	城東支部	
5	火	広報委員会	品川支部・大田支部	城北支部	
6	水	正副理事長会	城南支部	中央支部	
7	木		城西支部	世田谷・目黒地区	
8	金			葛飾支部	
9	土				
10	日				
11	月			足立支部	
12	火				
13	水			西部支部	
14	木			城南処理センター	
15	金			夏季休暇	
16	土				
17	日				
18	月			品川地区	
19	火		城西支部・城北支部		
20	水		中央支部・本所支部	向島支部	
21	木	技能教育委員会	向島支部	本所支部	全鍍連技術委員会
22	金			葛飾支部	
23	土				
24	日				
25	月		西部支部	蒲田・大森地区	
26	火		城東支部・葛飾支部	城西支部	
27	水		葛飾支部		
28	木				
29	金		足立支部	葛飾支部	
30	土				
31	日				

全鍍連総会 新会長に笹野不二夫氏

全国鍍金工業組合連合会(渡邊正勝会長)は5月29日(木)午後1時30分から港区芝公園の機械振興会館で傘下組合代表者多数が出席して平成15年度通常総会を開催した。

吉田勇総務委員長の司会により、先輩物故者に黙とうを捧げ、大村功作副会長の開会の挨拶の後、主催者を代表して渡邊正勝会長は「本年度は全鍍連関係から多数の叙勲・褒章受章者を出したことは喜ばしいことである。先日、東北地方で大きな地震があり、当連合会関係では大きな被害はないと聞いておりほっとしている。業界は中国の問題、デフレ経済など厳しい状況にある。本日は理事会と総会を同時開催するのでご協力をお願い申し上げます」と挨拶した。

総会に先立って岸賞表彰が行われ、今回は、全鍍連理事・国際委員会副委員長、山梨県鍍金工業組合理事長の古守三郎氏が表彰された。笠間則文総務副委員長より功績について、古守氏は、昭和58年以来今日まで20年間、全鍍連理事を務め、また平成5年に国際委員会副委員長に就任以来、10年間にわたり副委員長を務め全鍍連の国際意識レベルの向上に大きく貢献され、全鍍連の発展と円滑な運営に尽力された、と披露した。

渡邊会長が議長に就任して審議に入った。第1号議案「平成14年度事業報告、財産目録、貸借対照表、収支計算書及び余剰金処分案」について上野頭三専務理事が説明、監査報告を鈴木健吾監事が行い、承認された。次いで第2号議案「平成15年度事業計画案、収支予算案」と第3号議案「平成15年度経費賦課及び徴収方法」について原案通り承認された。第4号・第5号議案「任期満了に伴う役員の改選」・「任期満了に伴う役員候補者選考委員の改選」については、指名推薦の方法をとることとし、山崎五郎選考委員長が選考経過を説



明し、各地区より選出された役員候補者名簿、役員候補者選考委員候補者名簿を拍手で承認した。引続き、理事会を開いて正副会長、専務理事、常任理事を選任、再開した総会で新執行部を発表し拍手で承認した。また、全鍍連誌の発行について、来る6月号から業務代行委託先を(有)プロワード・アール社から(株)広信社に変更することについて報告があり、総会議事を終了した。

渡邊前会長の退任の挨拶のあと、笹野不二夫新会長は「優秀な執行部の方々の協力を得て2年間全力を尽くしていきたい。技術屋の一人として新技術の開発は是非ともやっていきたい。ものづくりの愛知は新しいことが好きな地域であり、新しい技術があれば全鍍連に情報を提供しそれを共有していきたい」と就任の挨拶をした。

本総会をもって役員を退任された方々に感謝状並びに記念品を贈呈した。また、先の理事会で、渡邊正勝氏を常任顧問に、大野正平氏、古守三郎氏を顧問に、内藤雅文氏、鈴木安市氏、手塚孝雄氏を相談役に、鈴木健吾氏、石川政禧氏、新谷芳夫氏、池田尚生氏を評議員に委嘱を決定した旨の報告があり、大野前副会長の閉会の辞で総会を終了した。このあと懇親パーティを行った。

全鍍連 平成 15・16 年度役員

会 長 笹野不二夫(愛知)

副 会 長 鈴木喜代壽(東北)

原 互(長野)

大村 功作(東京)

吉田 勇(埼玉)

宮坂 東明(大阪)

専務理事 上野 顕三(員外)

清川 忠(福井)

栗原 敏郎(神奈川)

中島 清(九州)

難波 正義(岡山)

笠間 則文(愛知)

小池 揚(大阪)

神谷 文吾(静岡)

入江 宏(群馬)

由田 猛(東京)

川上 洋一(東京)

理 事

(北海道) 飯田日出温

(東 北) 草間 英一、島田 博雄

(茨 城) 溝口 輝明

(栃 木) 熊倉知三郎

(埼 玉) 島田 周作、野口 武

山本 正宏

(千 葉) 柴崎 三郎

(神奈川) 山崎 五郎、薄衣 敏則

(東 京) 姫野 正弘、間部健太郎

八幡 順一、平野普三雄

木村 秀利、菊池 忠男

(山 梨) 田代 政明

(長 野) 荒井 亮治

(新 潟) 井筒 昇

(静 岡) 松浪 通弘、久慈 鉄雄

(愛 知) 石井 博、竹内 克弘

伊藤 豪

(岐 阜) 杉山 博之

(三 重) 藤川 勝彦

(富 山) 梅田 秀雄

(石 川) 浅下 昭彦

(京 都) 山本 勲、寺田 理

(大 阪) 渡邊 正勝、寺内 攻二

土井 昭忠、増澤 康徳

森脇 隆

(兵 庫) 藤井 正隆

(広 島) 新谷 哲章

(山 口) 東 佳範

(山 陰) 木下 義章

(四 国) 上村 豊

(九 州) 山田登三雄

監 事

三浦 修市(東北)、塚越和夫(群馬)

小倉 攻一(東京)、相場丈夫(新潟)

菅沼 延之(愛知)、井田義明(兵庫)

大目木康行(広島)

役員候補者選考委員

飯田日出温(北海道)、熊倉知三郎(栃木)

姫野 正弘(東 京)、田代 政明(山梨)

石井 博(愛 知)、渡邊 正勝(大阪)

上村 豊(四 国)、山崎五郎(神奈川)

島村 周作(埼 玉)

常設委員会三役・東京組合委員

	総 務	環境対策	技 術	広 報	国 際	近代化
副会長	吉田 勇	鈴木喜代壽	原 互	宮阪東明	鈴木喜代壽	大村功作
委員長	笠間則文	小池 揚	清川 忠	難波正義	栗原敏郎	由田 猛
副委員長	山本 勲	川上洋一	中島 清	藤井正隆	木下義章	梅田秀雄
	増澤康憲	神谷文吾	八幡順一	浅下昭彦	姫野正弘	溝口輝明
	間部健太郎	入江 宏	伊藤 豪	杉山博之	竹内克弘	野口 武
東京委員	平野普三雄	菊池忠男	高倉利守	木村秀利	西原敬一	石川進造

■ 亜鉛部会

総会開催

新会長に

菊池忠男氏選出

東京都鍍金工業組合亜鉛めっき部会(野上榮一会長)は6月19日(木)午後6時30分から上野池之端の伊豆榮で会員21名が出席して定時総会を開催した。

半田實副会長の司会で開会し、野上会長は「この4年間何も出来ず残念であったが、新しい有能な会長に引っ張って頂きたいと思う。埼玉でホテルを養殖しているところが、最初地下水をくみ上げて使ったがホウ素が少なくエサが育たないというので、わざわざホウ素の上がる不純物を入れてホテルの養殖に成功したことが話題となっている。亜鉛は鉄、アルミ等に次いで広く使われているが、亜鉛部会としてメーカー側と意見交換をしていきたい。めっきのユーザーがどういうことを要求しているのか、

我々もまた環境問題など厳しい状況に置かれており、お互いの状況がわかればより良い関係が築けると思う。これには団体の力が必要で、大村理事長のお力添えをお願いしたい。4年間、みなさんの協力に感謝申し上げます」と挨拶をした。

大村功作理事長は「かつて公害問題を解決しないとめっき業界が成り立たなくなった時に亜鉛部会が発足し、公害問題と取り組んできた。今また6価クロムや亜鉛規制の問題がクローズアップされており、亜鉛めっきの存続問題になりかねないので一致団結して対応にご協力をお願いしたい」と挨拶をした。

議長に葛西康二幹事を選出、まず定足数を満たしていることを報告し議事に入った。平成14年度事業報告を永田吉輝副会長、同会計報告を海野吉正会計、会計監査報告を西谷幸一監査が行い、異議なく承認された。続いて平成15年度事業計画案、収支予算案が原案通り承認可決された。役員改選は、遠藤清副会長から、次期会長として東支部の菊池忠男氏を推薦する旨の発表があ



り、拍手で承認された。また、葛西議長より「かねてより東西南北の一本化という話があり、役員会で検討し、概ね煮詰まってきたので提案したい。亜鉛部会本部行事として、講習会、研修会、工場見学会、納涼会、新会長選出等に関しては東西南北の枠を取りはずして、役員幹事の意見を尊重して会長が決定することにした。従来から東西南北の各支部で行われてきた情報交換や懇親会、総会等は従来通り行って頂き、本部に出てこれない人が支部の活動に参加して頂くという形で進めて頂きたい。会費の徴収は従来通り東西南北で集めて頂き本部へ納入していただく。将来的には一本化されるだろうが、その第一歩を踏み出したということでご理解頂きたい」と提案し、拍手で承認された。

菊池忠男新会長は「かつて八幡初代会長で亜鉛部会が発足し、今日まで 40 数年活動を続けてきた。発会当時は会員 200 社を数えたが、現在は 43 社とさびしい状態である。さらにここへきて亜鉛規制強化、6 価クロムの問題が起きて、どう対処していくか難しい問題が出ている。こうした問題を含めて新しい会員を募っていきたい。議長から本部一本化の話が出たが、各支部の様子をうかがうと、支部内はよくまとまっており、本部一本化で全てをまとめようとするのは難しく、現在の 4 支部は残していきたい。これまで 2 期 4 年にわたりご苦勞を頂いた野上さんに感謝申し上げる。早速役員会を開いて、事業計画に則り具体的な話し合いを行っていきたい」と就任の挨拶をした。最後に遠藤清副会長の閉会の辞で総会を終了した。

二部懇親会は中村昭人副会長の司会で開会し、このたび会長を退任された野上榮一前会長に感謝状を贈呈した。太田夢一元会長の乾杯音頭で祝宴に入り、川上洋一元会長の中締めまでなごやかに進められた。

ヒキフネグループ

創業 70 周年記念祝賀会

(株)ヒキフネ(石川輝夫社長)はじめヒキフネグループは 6 月 7 日(土)錦糸町のロッテプラザで、社員など 175 名が出席して盛大に創業 70 周年記念祝賀会を行った。

祝賀会では、70 年の歴史を振り返るとともに、さらなる百周年を目指す式典を行い、またコンサート、アトラクションなどで 70 周年を祝った。

式典は石川英孝専務の司会により、創業者夫妻の石川義信、石川富貴子両氏の冥福を祈って黙とうを捧げた。石川進造会長は「私の両親である創業者夫妻に本席に出席してほしかったが、天寿を全うした。人には必ず寿命があるのと同じように会社にも寿命がある。中小企業の平均寿命は 30 年と言われている。ある統計によると、会社を興して 1 年で 20%が消え、5 年で 85%、30 年で 2%しか残らないという数字が出ている。そういう意味でヒキフネは長い歴史がある。先代の石川義信が昭和 7 年に曳舟の地でめっきの仕事を始めて、私が入社したのは昭和 28 年で当時 5～6 人の会社であった。石川義信が創業して 40 年頑張り、四つ木工場が出来て私と石川輝夫現社長の二人三脚で仕事を始めて 30 年経過したことが大まかな歴史である。第一の創業者が石川義信で、第二の創業者が私と現社長だと思っている。私が仕事を引き継いで決して順調にきたわけではなく、失敗も多かった。昔から“創業は易く守成は難し”と云われてきたが、創業者は常に失敗を恐れてはいけないと思う。色々な仕事を手がけて失敗もしたが、その失敗が種になって会社が継続できたのではないかと思う。私が入社してから日本経済は昇り調子できて、

失敗もしたが何とかやってこられた良き時代で、運が良かったと思う。もちろん会社の成績は運だけでは出来ず、社員みなさんの協力があったことは事実だが、それに満足してはいけない。私どもが経験した一番大きなことは、冷戦が終わり中国の労働市場が大きくなり、世界の工場と言われるまでになった。過去手掛けた色々な仕事が中国へ行ってしまったが、そういう中で私どもが何とか生き残ってこられたのは、いつも違う仕事を見つけ、またそういう努力をしてきたことだと思う。この 70 年を一区切りに次の人たちにバトンタッチしたい。これから専務が若い人たちと一緒に、新しい第三の創業をやってもらえればあと 30 年はもつと思う。あと 30 年で百年になり、私はいないだろうが、会社は永遠に生き残ってもらいたい。それにはいつも創業者の精神を忘れてはいけない。社員 1 人 1 人が社長であると思ってってもらいたい。生物学者のダーウィンが生き残る条件として、大きさや力、あるいは頭の良さではなく、変化に対応することが生き残る条件だと言っている。この 70 年間というのは変化に対応してきたと思っている。これからも変化に対応して百周年を達成して頂きたい」と挨拶をした。

石川輝夫社長は「今日は内輪の会である。会長から話があったように 70 周年を迎えられたことは素晴らしいことであり、協力工場、社員、経営者が一体となってやってきたからだと思う。会長から会社の歴史の話があったので、私はこれからのことを話したい。この先ヒキフネがどんな会社になっていくのか、今と同じ仕事をやっているかわからないが、私どもは、必ず社会に役立つ会社、常に新しい価値を作り出す会社、どんな環境でもつぶれない会社、全従業員が豊かになるの 4 つを経営理念に掲げて、いつの時代にも、その実現を目指している。



そういうしっかりした基盤を持って小さくともキラリと光った存在価値のある会社を目指していかないといけないと思う。ここ数年若い社員が増えて、平均年齢は 32.5 才とこれは業界平均よりかなり若い。若い社員のみなさんが、毎日の仕事の中に埋もれてしまって改善、対策が出来ないような雰囲気になってはいけない。竹はしっかりし節をつけてたんだん伸び、強い風が吹いても折れずに跳ね返す力をもっている。そういう若竹のようなしなやかな会社をみんなで作り上げ、80 年、90 年、百年を目標に頑張っていきたい」と挨拶した。

70 周年を記念して社員会より会社へ、大型ワイドテレビ等の記念品目録を贈呈、式典を終了した。

続いて、音楽家・神田将氏のエレクトーンの演奏と、世界的なソプラノ歌手・サイ・イエングアン氏のスペシャルコンサートが行われた。(株) J P N 植田義比古氏の乾杯で祝宴に入り、アトラクションとして大ビンゴ大会が盛況裡に行われ、最後に(株)ヒキフネ金属工芸・石川茂夫社長の大締めにより記念祝賀会を終了した。

十日会賞受賞のお礼と最近感じること

(株)ヒキフネ
石川 進造



このたび、平成 14 年度の十日会賞を頂きましたことについて、お礼の一文を寄せさせていただきます。

5 月 23 日の東京都鍍金工業組合の総会におきまして、過分なお褒めの言葉をいただき、身のすくむような恥ずかしさを感じました。人が最大の褒め言葉を貰うのは、結婚と棺を覆うときと聞きますが、それにも勝るひとときでした。

受賞の対象となった組合活動は、本部事務局や組合員のかたがたのお力添えでやったことで、自分の力でやったことは何一つもなく、身勝手な放言を繰り返していただだけで、ハッと気がつくとなんと 68 歳にもなり愕然としております。

最近の組合活動のひとつにホームページ委員会があります。インターネットを通じて組合員の情報化を進めようとするものです。現在も形だけの委員長を勤めております。

私は日頃から、インターネットは年寄りのものだと言っております。「年寄りのもの」ということは、遊びや楽しみの世界を指し、世の中を変えたり、時代を動かしたりするようなことはできません。やはり、インターネットは若い人（少なくとも何かを変えるパワーのある世代とを考えてください）が動かし、ビジネスや社会を変えてゆくものなのです。その意味では「私の中ではインターネットは終わったのだ」と括っております。

昨年、都の中小企業対策審議会で「東京のものづくり復活」について、約一年間、審議をしました。活発な議論がありましたが、どの議論も過去の一時期に成功した「ものづくり」の経験を土台としておりました。

過去の「ものづくり」の成功経験は、若かった日本の成長過程で経験したものです。

私たちが強い日本を実感（経験）した時代の背景と、いまは人口構成や欲望の水準がすっかり変わっているのです。つまり、日本は荒々しい欲望とエネルギーに満ちた時代が終わり、停滞から衰退期に入っているのです。過去の成功経験で未来を描くという過ちをしてはならないのです。生物にライフサイクルがあるように、国や企業にも必ずライフサイクルがあり、それを表す顕著な指標は人口構成でしょう。日本は出生率が下がり高齢化が進み、すでに若い国ではないのです。放っておけば上りつめた以上に、加速的に落ちてゆくのです。

その日本の落ちるカーブを、緩くするために産業振興策があると自覚することが大切なのです。「世界市場を、中国市場を」というような威勢の良い掛け声でなく、過去の成功体験に溺れずに、東洋の片隅の小国として生き残ることを目指せば、よほど、住みよく効率の良い社会が築けるはずです。

だれが何と云おうと、食べ物や地産地消が正しく、誤解を恐れずに云えば、工業も地産地消の思想が無かったために、大きな間違いを犯したのです。そして輸出立国の誤りに気づくのが遅かったのが、今日の中小企業の不振を招いてしまったのです。いまも私たちは、自分の限界に気づかずに、グローバル化の言葉に踊らされているのです。

このような時代の産業振興は、従来の考えの延長である無責任とも野放図とも云える、「産業振興は民間活力による」から一步踏みだし、過去や現状にとらわれない新しい思考のもとに、官（行政）は支援という安全地帯から抜け出し、リスクを背負って民間と一緒に、おざなりでない事業展開を図らないかぎり、日本の自立、中小企業の自立や振興はありえません。

繰り返しになりますが、学者や知識人、そして行政自らが、日本の低落を直視し、新しい思考のもとにリスクを共有し、中小企業者と同様に「自分ごと」として事業展開を試みない限り、産業振興は行政のアリバイ作りに終わるでしょう。中小企業者の事業展開は、いつも背水の陣で、切れば真っ赤な血がでるのです。おざなりでない産業振興を行うために、私はそのリスクの共有を求めているのです。

東京都鍍金工業組合は、組合員の減少に歯止めが利かず苦しんでおります。当組合は小規模事業所で成り立っております。直近の調査では、組合員 542 社のうち従業員 1～10 名が 382 社(70.5%)を占め、組合の予算に占める割合は、なんと 58%の約 2000 万円／年の負担をしています。

余談ですが、全鍍連加入のめっき事業所数は 1962 社あり、その中で 10 人以下の事業所数は 1100 社(56%)あります。しかし 10 人以下の事業所と云っても、東京と地方では工場の敷地面積から、設備の大きさから考えても、人数だけの単純な比較はできません。

東京組合の大半を占める、小規模事業所に活力が生まれない限り、組合の存続はありえません。東京の組合員は、都市型工場として経営基盤に大きな制約があり、環境問題の一つをとっても、地方工場と同じ規制はあり得ないのです。

したがって都市工場の環境規制の合理的解決を実現するには、東京独自の運動が必要であり、全国一律の環境規制はあり得ないのです。最近の環境規制にたいして、大村理事長を始めとする執行部の方々の努力には、並々ならぬものがあります。今回の暫定的な規制を勝ち取ったのも、東京組合の執行部の力と云っても過言ではありません。少なくとも地方組合や上部団体の力ではありません。

現在の経済情勢では、自分の会社の問題を解決するのに手いっぱいです。その中で執行部の方々は忙しい時間を割いて、組合の運営に心を砕いて頂いております。その上に更にお願いするのは心苦しいものがありますが、前述しましたように、東京組合員の生き残る道を考えなければならない時がきているのです。また不幸にして撤退を考える事業者に対しては、手厚い相談相手として力を発揮しなければなりません。

「事業所の活性化は個々の企業努力でしかない」「組合は護送船団では無い」と、あっさりという払うならば、「組合は何のためにあるのか」という素朴な疑問に答えねばなりません。

全国規模での振興策として「やる気のある企業？」を対象とした助成などが数多くありますが、どれ一つ取っても事務処理が煩雑で、処理にたけた人がいない限り手が届きません。少なくとも、小規模事業所の利用できる施策は一つも無いと言っても良いでしょう。また、過去に構造改革や近代化促進事業などがありましたが、東京組合に益することは一つも無かったと記憶しております。

きつい言い方になりますが、日本中の人々が惰性に流され、考えることをしなくなり、わが東京組合の人々も考えることと、怒る事をしなくなっております。書生のたわごとと云われるかもしれませんが、「正義」とか「公明」という素朴な、そして最も大切な感情が、何時からか失われてしまったように思われます。

話がそれましたが、組合は小規模事業所問題に取り組み、組織の存在理由を確かにするべきです。また全鍍連にも、乏しい組合予算の中から年間 1000 万円に近い拠出金を出すからには、それに見合った活動方針を全鍍連に強く求めるべきでしょう。他の業界組合の話ですが、上部組織が単なる金食い虫の組織構造になっているとの批判が相次ぎ、上部組織からの脱退が真剣に検討されています。それもわずか 80 万円／年間の支出です。

ここで書き終わる予定でしたが、6 月 30 日の日刊工業紙の 34 面に、全鍍連会長のインタビュー記事がのっていました。会長の会社や業種はきわめて好調で、そのわけは生き残るために新技術を開発した結果であるとしています。そして、やる気のない同業が淘汰されたので、生き残った会社はむしろ業績が良いのだそうです。

「全鍍連は、あらゆる機会を設けて、生き残る機会をあたえているのに、ついてこない企業は淘汰されてもやむを得ない」などと言っております。私人の発言ならば許されることではありますが、かりにも廃業の最も多い 10 人以下の小規模工場が、組合員の半数以上を占める組織の長の発言とは思えません。このことをもって、会長としての資質を問われても仕方ありません。

東京組合の大半の工場は生き残るために、必死の努力を重ねておりますが、構造的な不況の前に業績は不振で、次の廃業・倒産予備軍としてもがいております。他の地方の工場は、会長のいわれるように業績は良くなっているのでしょうか。事実誤認が甚だしいのでは無いかと思います。

小規模工場に対して十分な活動もせずに、この反省もない発言には怒りさえ覚えます。しかしこのような発言は唐突に出たのではなく、おそらくは全鍍連の中で、当然のように繰り返されている発言であるに違いありません。

力のある会社は放っておいてもどうにかなるのです。むしろ、組合員の大半を占める小規模工場対策こそが全鍍連や単組の役割であり、その役割が果たせないならば、別の方法を探さなければなりません。

十日会賞のお礼の言葉が、組合の存立と苦言にまで及びましたことを、深くお詫びいたします。



慶大 pH値測定センサー用色素

(日刊工業新聞 03.6.3)

慶応大学理工学部の鈴木孝治教授らの研究グループは、河川水などのpH値を長期間、連続的に計測できる化学センサー用の色素を開発した。従来の50日程度から2、3年以上と耐久性を大幅に高めたほか、メンテナンス費用の軽減に役立つ。色が変わるpH値の設定を0.1刻みで変更することも可能で、環境やバイオテクノロジーなど幅広い分野での閉値計測に応用できそうだ。

開発した色素は、構造が化学的に安定している色素の誘導体とpH値に応答する部位を結合させたもの。この色素を内包した高分子膜を酸性の水溶液に浸したところ、数分で青色から赤紫色に変化することを目視で確認できた。また色素の官能基を変更することにより色の変化の基準となるpH値を0.1単位で変えることが可能。

早大生 町工場で授業

(日刊工業新聞 03.6.3)

早稲田大学産業技術創成研究所の友成真一教授と研究室所属のゼミ生25人がこのほど金属加工の浜野製作所(浜野慶一社長、東京都墨田区)を訪問、“授業”を行った。「地域を経営する」と題したゼミ活動の一環。昨年12月締結の墨田区と早大が産学連携に関する包括提携に基づくプロジェクトの一つとして実施された。

土壌汚染を簡易診断

(日刊工業新聞 03.6.10)

東京海上火災保険とグループ会社の東京海上リスクコンサルティング(TRC)は、

今年2月に土壌汚染対策法が施行されたのを受けて「土壌汚染リスクマネジメント診断システム」を開発、提供を始めた。TRCが作成した質問に企業が答えるだけで、事業所ごとの土壌汚染リスクに対する取り組み度合いを診断し、レポートにまとめて提供する仕組み。土壌汚染についての認識や対策が遅れがちな中堅以下の企業を主対象に提供していく構え。価格は1事業所当たり1万円に抑え、利用促進を図る。

トヨタが再資源化構想

(日本工業新聞 03.6.10)

トヨタ自動車は9日・自動車リサイクル活動の促進を目指し、長期展望に基づく取り組み構想「トヨタリサイクルビジョン」を策定したと発表した。同ビジョンは「日欧リサイクル実効率の着実な向上」「環境負荷物質の削減」など四項目で構成。5月に発売した環境配慮型乗用車「新型ラウム」は、同ビジョンに基づく開発の第一号車と位置付けている。

四項目のうち、「再生可能資源・リサイクル材の活用」では、樹脂部品のうちの20%を再生可能素材などにする使用技術の確立(2015年)を目指す。具体的にはリサイクル材に加え、新型ラウムに初搭載した植物原料の新素材「トヨタエコプラスチック」の拡充を図る。また「中古部品の利用拡大」では、同社の02年販売実績(23,000点)を、2010年に十倍に引き上げる計画だ。さらに「環境負荷物質の削減」では、日欧を対象に、06年から鉛、水銀、カドミウム、六価クロムの四物質の使用を全廃した車を導入する方針を打ち出した(適用除外部品あり)。このほか、日欧のリサイクル実効率の向上を推進。日欧のリサイクル実効率の法規目標に対し、早期の達成を目指す。このうち日本の法規目標(リサイクル実効率・05年=88%相当、15年度=95%相当)に対して

は、99 年度で 88%を実現。今後、95%の目標達成に向けて取り組みを加速する。

土壌の入替え不要

(日刊工業新聞 03. 6. 17)

地域環境プランニング 21 (静岡県浜松市) は、植物原料の汚染土壌浄化液「ckP ナノ・カーボン液」による無害化処理事業を本格展開する。土壌の入れ替えの必要がなく、その場でダイオキシンやポリ塩化ビフェニール(PCB) などの有害物質を環境基準値以下に分解できるという。2 月の土壌汚染法施行以来、20 件を超す引合が寄せられており、7 月に静岡県磐田市で専用生産施設を着工、9 月から月産 5000-8000 トン規模で生産を始める。

京大酸化シリコンの電気化学的還元成功

(日刊工業新聞 03. 6. 17)

京都大学大学院エネルギー科学研究科の野平俊之助手、伊藤靖彦教授らは、絶縁体である酸化シリコン(SiO_2)の電気化学的還元成功した。熔融塩中で石英板(高純度 SiO_2)に導電性ワイヤを巻きつけ、電圧をかけることで接触点から還元が進み、約 1 時間で還元されたシリコン(Si)が得られる。太陽電池用シリコン製造のほか Si 酸化膜やガラス基板への微小部分還元が可能のため、半導体やバイオチップなど微細加工への応用が期待される。

土壌エンジニアリング事業強化

(日刊工業新聞 03. 6. 18)

環境管理センターは土壌エンジニアリング事業を強化する。東電設計(台東区)と共同開発した新たな土壌分析手法を 9 月をめに導入する。1 億円を投じて最新の分析機器をそろえ、受注増に対応できる体制を整えた。土壌汚染対策法の施行を受け、短時間で土壌成分を調査・分析するニーズの

高まりに対応していく。営業部門と技術部門の連携を密にすることで市場の掘り起こしを行い、03 年度は同事業で前年度比約 20%増の 15 億 4000 万円の売上高を目指す。

上村工業 メッキ薬品多品種少量生産へ

(日刊工業新聞 03. 6. 23)

上村工業は 20 億円を投じて枚方工場の再構築に乗り出す。メッキ薬品の生産設備を一新し、人・車分離を目指してレイアウトを変更するなど効率的な生産体制を築く。需要が堅調なプリント配線板用メッキ薬品は工程に合わせて数々のグレードが必要なため多品種少量生産の体制に移行して競争力強化につなげる。

電化皮膜工業 極小の穴を均一メッキ

(日刊工業新聞 03. 6. 24)

電化皮膜工業(大田区、秋本恭伸社長)は、プリント基板などに空いた直径 70 マイクロメートルの極小の穴の内側を、均一にメッキ処理する技術を開発した。電気の周波数を微調整しながら、真空装置の中の液中でメッキ処理することで、微細穴の奥まで均一な処理が可能になった。すでに大手電機メーカーなど 3 社の開発部門にサンプルの出荷を始めた。

業界ではこれまで、直径 300 マイクロメートル以下の穴では、メッキ液が中で詰まってしまうなど、均一に処理できないとされていた。これに対し同社では、大きさ約 40 センチメートル角の自社開発の真空チャンバーを使用。真空中に加えて、電気の周波数を微妙に変化させることで、厚さ 2 ミリメートルの鉄板に空いた直径 70 マイクロメートルの穴の内側に、約 30 分かけて膜厚 6.1 マイクロメートルのニッケルメッキを施すことに成功した。同手法では、止まり穴に対しても均一にメッキ処理できるほか、「銅、白金、金メッキもそれぞれ可能」(秋本社長)という。

本所支部の巻 古き良き時代を振り返って

先輩から古き良き時代を振り返って、思い出を語り合ってください。(野田光昭)

A 古き良き時代の思い出はありませんか。仕事があり余るほどあって、逆に断ったことがあるという経験はありませんか。

B たしかに良い時代もあった。率の悪いものは断ったりしたこともあったが、ただ率が悪くてもお客さんがお客さんと呼んでくれることもあり、すべて断るというわけにもいかないでしょう。

C うちでも営業をやったことがないと言っていたが、いまとは時代が違う。

B 営業をやらなくとも、まじめに仕事をしていれば商売が成り立った。ロコミで広がることもあり、それはいまでも同じことがいえます。

C 現在の工業組合が設立された昭和 42 年の本所支部員は 77 社であった。

B 昔は深川も本所支部の範囲で、親父が支部長をやっていた頃、深川地区にも 10 社以上あり、よく自転車で回っていた。墨鍍会は組合内でも早く設立されたが、発足当時は 30 数社を擁する立派な会で、公害問題が騒がれて勉強しようということで集まった。

D 戦後間もない時、岡部さんが支部長の時代、俺はリックサックを背負って池袋から東上線に乗って川口までグローブを買い出しに出かけた。月一度は必ずいった。

E うちの親父もザックで大森の方へニッケル板を買い出しに出かけた。

F 当時はヤミで買うしかなかったが、板橋の同業者の開業祝いに親父が自転車でニッケル板を積んで持っていくと、これが一番嬉しかったと大変喜ばれたという。

B ロシアのニッケル板はどうしようもない。



D 3700～4200 円の価格がついた時はロシアのニッケルでも使わなければならなかった。

B 昔は組合でニッケルの配給のほか、硫酸、硝酸、塩酸も配給で、本所だけで 100 社あってみんなで分け合った。そんな時代もあった。

D バブルが弾けて 13 年くらい経ち、不況だ、デフレだと言われているが、いまはこれから当分続く原点だと思う。昔は景気が良かったというのは、仕事が豊富だった。いまのように仕事がないということはなかった。どの職業にしても仕事は山ほど積まれて、やればやるだけ売上も伸びた。めっき屋のおやじは体を張って、公害問題を乗り越えて、贅沢とか疲れたとか口には出さないし、何でも仕事一筋に頑張ってきた。現場から叩き上げてきたからお金の尊さも知っている。ただ昭和 30 年の頃、夕方になると社長は工場にはいなかった。遊びも豪快であった。うちのお袋が働き者で、女工さん 15 人くらいをまとめて万年筆の金輪みたいなものを作っていた。磨いてめっきをつけて納める製造販売をしていた。私が入ったのが昭和 31 年で、当時どちらかというと営業に回った。そしてすぐ嫁さんをももらった。

学生時代には、金を買ってきて、溶解して

ビーカーにつめて、遊びに出掛けようとする
と、お袋からいつも千円もらった。その当時
の金の地金が10匁(もん)で12,000円くらいし
たと思う。1匁が1,200円、1匁は3.75g、
g当たり300円ちょうとした。

F いまはg千円くらいだが、あの頃は金は
高かったかもしれない。いまの3000円くらい
の価値があったのではないか。

D 昔はシアン金はなかった。鋏で切ってビ
ーカーに入れて溶かして、ちょうど5リット
ル作る。当時は価値のある12,000円だった。

B ロールで引いた金を買って、鋏で切って、
おう水で溶かした。

G 昔の人は仕事も一生懸命だったが、遊び
も豪快だった。それだけ利益もあがった？

B 人件費も安く人が余っていたから集まる
でしょうし。いまの中国が戦後の日本と同じ
ような状態だと思う。

C うちの親父が山梨で、年が明けると、山
梨の中学校の先生が、今年も何人お願いしま
すと訪ねてきた。先生は卒業生を就職させる
のが仕事だった。うちもそうだが当時は働く
場所が一杯あった。

F うちも栃木のある村へ行って、卒業生に
来てもらうようお願いした。親父は遊びが下
手だったが、子供たちに来てもらうため浅草
で遊ばせたことがある。

B 遊びについては、墨鍍会が出来て野田さ
んのお兄さんやヒキフネの石川さんや私も遊
びが下手だった。

C 墨鍍会が出来た背景には公害に対する危
機感があった。

B 危機感がないとまとまらない。めっきが
隆盛を極めていたころ、当時精工舎でめっき
研究部があつて、親父もそこへよく顔を出し
ていた。親父が商売を始めたのが27歳の時で
すぐにクロムを始めたのは精工舎に通って勉
強したことがあると思う。めっき研究部は世
界レベルの技術を勉強していた。技術は精工
舎が提供するが現場の人を呼んで生産テクニ

ックを学んでいたようである。親父も開業し
て一生懸命に見に行っていた。昔の傘の心棒
は漆を塗っていたが、先だけクロムめっきを
つけた。当時一般にはニッケルをつけていた
が、親父はクロムめっきをつけた。いまでも
先だけニッケル、クロムを付けるのは難しい。
先端の一寸五分だけクロムをつけて、それ以
上つけてしまうと漆が流れてしまう。親父は
クロムをつけて自転車に積んで漆屋に持って
いき、漆を塗って陣傘が出来上がりである。
僕はまだ学生だった頃、クロムをどうつける
のかと同業者がずいぶん見学にきた。

A いま精工舎が諏訪に移って、その近辺の
めっき業者が元気であるという話です。

D 本所支部だけでなく、みなさんそうだけ
ど、仕事が減ってきている。ただ本業を大事
に育てながら、それだけに専念するより仕方
ないと思う。業界の中でこの仕事ではうちが
一番の単価をとるんだと思えば、一時我慢し
ていけばまた仕事が戻ってくると思う。そう
いう生き方で何とか残ってほしいと思う。う
ちも会社は残そうと思う。廃業すると1人の
老人になってしまう。

F 会社を残して、これまで通り支部にも参
加してください。

B Oさんが本所支部に名前だけでも置いて
おきたいと言っていたが、MさんにはOさん
のように去っていかないでもらいたい。

D 会社をつぶすわけにはいかないもので、今
まで通り株式会社で存続するので、支部のみ
なさんにはお世話になります。ただ今年仕事
を全くやっていないことをご報告申し上げる
とともに、クロム、ニッケル用に使っていた
コンパクトな整流器が2台あり、希望があれば無償で差し上げたい。また大きな1000Aの
発電機もある。

A ベルトローは波形もよく、クロム用だが、
ニッケルや前処理でもすぐれていると聞いて
いる。今日は、ご協力を頂きましてありがと
うございました。

8 月 高等職業訓練校授業案内

授業日(火・金)			授業時間(A:14:00～17:00 B:17:00～20:00)	
日	曜	時	科 目	内 容(予 定)
1	金	A	装飾クロム① (めっき法)	目的、化学的・物理的性質、クロムの液成分と原理、表面性状、特性等。 明盛鍍金工業㈱ 高倉利守
		B	電気設備 (電気工学概論)	整流器の概要、電源設備、設置、保守、トラブル対策等。 富士電機工業㈱ 内野 孝
5	火	A	装飾クロム② (めっき法)	クロムめっきの電圧と電流曲線、つき廻り、均一電着性。 明盛鍍金工業㈱ 高倉利守
		B	設備管理 (生産工学概論)	対流と噴流、ろ過の原理、活性炭処理、ろ布の特性。 ㈱三 共 山田 茂
8	金	A	硬質めっき① (めっき法)	工業用クロムめっき、めっき条件の要因と特性、建浴法、作業条件。 武蔵工業大学 星野重夫
		B	銅めっき① (めっき法)	銅めっきの種類、特徴、用途、シアン浴成分の働き等。 ㈱ハイテクノ 鈴木昭一
22	金	A	無電解めっき① (特殊めっき法)	原理、利点、めっき液の構成、成分の働き、還元剤等 訓練校教頭 神戸徳蔵
		B	硬質めっき② (めっき法)	N i 系合金めっきのめっき条件の要因と特徴、気相めっきのめっきめっき条件と特徴。 武蔵工業大学 星野重夫
26	火	A	貴金属めっき① (めっき法)	貴金属の分類・特徴・諸性質、貴金属めっきの化学、電着機構 デグサジャパン㈱ 村楨 利弘
		B	銅めっき② (めっき法)	光沢めっき、不純物の影響と除去、電流波形等。 ㈱ハイテクノ 鈴木昭一
29	金	A	貴金属めっき② (めっき法)	装飾用金めっき、カラーゴールドの分類種類、他の貴金属めっき等。 デグサジャパン㈱ 村楨 利弘
		B	銅めっき③ (めっき法)	硫酸銅とピロリン酸銅の特徴と用途、浴成分の働き等。 ㈱ハイテクノ 鈴木昭一

訃 報

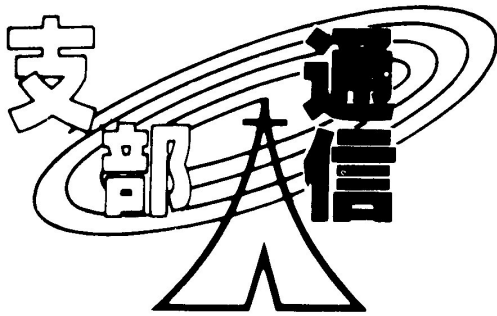
謹んでご冥福をお祈りいたします。

橋本順三氏(足立支部・硬栄鍍金工業㈱会長) 6月26日死去、73歳。告別式は30日午前11時から四つ木斎場で行われた。喪主は橋本スミエ様。

苅宿賢三氏(城西支部・三共鍍金㈱苅宿充久社長のご尊父) 7月2日午前1時31分死去、89歳。告別式は5日午前11時から戸田葬祭場で行われた。喪主は充久氏。

鴻野伸一郎氏(全鍍連相談役・石川県鍍金工業組合前理事長・石川メッキ工業㈱会長) 7月8日死去。告別式は11日金沢市西念のセレモニー会館兼六液西で行われた。

中川喜代子様(大田支部・有)中川鍍金工業所中川隆生社長のご母堂) 7月12日13時38分東京労災病院で胆管細胞癌のため死去、81歳。告別式は17日午前10時半から羽田総合斎場で行われた。喪主は隆生氏。



■品川支部

総会開催

品川支部(藤田直人支部長)は6月7日(土)午後6時から高輪プリンスホテル「ル・トリアノン」で第30回総会を開催した。

植木謙一事業部長の司会により、まず支部員出席者22名、委任状17名をもって有効に総会が成立することを報告した。藤田支部長は「昨年は草間顧問のご協力によりパソコン講習会を続けてきたが、先日の会合をもって終了した。平成15年度を迎えるが、景気はますます厳しくなり、1社廃業という話が出て

いる。これから先みなさんには元気に続けて頂きたい」と挨拶をした。

議長に小倉芳夫氏を選出し、議事に入った。平成14年度事業報告を植木事業部長、同決算報告を菅野勝靖会計、監査報告を阿部正明監事が行い、異議なく承認された。続いて平成15年度事業計画案、同予算案が原案通り承認可決された。役員改選について藤田支部長から、これまで副支部長3名体制できたが、山下さんが体調がよくないということで2名体制でいきたい。そのほかは留任をお願いしたい。まだ本部広報委員が決まっていないが、組合員の方には若い方が出て頂くようご協力をお願いしたいと諮り、承認された。

原清一副支部長から、昨年の総会時にも申し上げたが、今年の本部総代会に当支部から顧問1名、相談役1名、理事1名、総代ゼロの出席状況でご検討を頂きたい、との意見が出され、佐藤二郎相談役も、総代4名おり半分は出るようにしてほしいとの意見があった。

草間英一顧問から、例年6月初めに総会を行っているが、本部総代会は5月下旬に行っており、役員人事を含めて4～5月に支部総会



品川支部役員

支 部 長	藤田直人	藤田鍍金工業㈱
副支部長	原 清一	(有)伊豆鍍金工業所
〃	佐藤一男	(有)佐藤硬質鍍金工業所
事業部長	植木謙一	(有)植木電工業
会計部長	菅野勝靖	(有)光電鍍工業所
環境委員長	下田幸作	(有)二幸精鍍研究所
監 事	板倉宏之	(有)千歳鍍金工場
〃	阿部正明	(資)阿部鍍金工業所
顧 問	草間英一	㈱三ツ矢
〃	佐藤二郎	(有)佐藤硬質鍍金工業所
〃	手塚忠大	(有)不二電化鍍金工業所
相 談 役	寺田孝一	金剛ブロンズ工業㈱
〃	三井寛夫	琴平工業㈱
〃	八木延彦	
〃	鈴木幸雄	鈴木鍍金工場
東地区部長	小倉芳夫	小倉鍍金工業㈱
西地区部長	小島貞男	(有)小島鍍金工業所

を行って本部総代会に臨むようにしたい」との提案があり、小倉議長は「当支部は6月第一週土曜を慣例としてきたが、提案の通り、本部への役員届などの問題もあり、総会開催時期を変更することにしたい」と諮り、承認された。具体的な開催日時については役員会で検討することにした。

来賓として、大村功作理事長が挨拶し、土壤汚染問題に関する組合本部の活動や環境省での亜鉛規制強化の動きなど所信を述べた。

草間英一顧問が乾杯の音頭をとって懇親会に入り、佐藤一男副支部長の閉会の辞までなごやかに進められた。

■中央支部

6月例会

中央支部(小嶋摂郎支部長)は6月27日(金)午後6時30分から寿区民館で支部員21名が出席して小嶋支部長就任後初の例会を開催した。

例会では、あんしん財団(旧KSD)から「うまく使いたい助成制度」と題し同財団の有利な制度利用事例を紹介、次に「めっきの悩みなんでもQ&A」と題して予め支部員から寄せられた質問に矢部賢先生が答える形で講習会、最後に新執行部紹介を行った。

新井富保副支部長の司会により、小嶋支部長は「支部長になり2ヶ月が過ぎ、最初の例会に多数のご出席を頂き感謝申し上げます。従来、ケガをした時しかお金がおりないと思っていたが、安全衛生で色々とお成してくれる。会費より得すると聞いて、支部のみなさんに紹介したいと思った。後半は日頃みなさんが困っていることを矢部先生に答えていただき、最後に新執行部を紹介したい」と挨拶した。

あんしん財団(財団法人中小企業災害補償共済福祉財団)東京支局・左右田寿雄次長、同推進3部・高屋敷亮課長から、2年半前、旧KSDで不祥事を起こし、社会を騒がせたことのお詫びと、その後の経過を説明するとともに「うまく使いたい助成制度」について説明した。それによると、あんしん財団は、災害補償共済事業、安全のための災害防止事業、福利厚生事業を3本柱とする公益法人。今年5月1日より現団体名、通称あんしん財団に変更した。あんしん財団の加入条件は、18歳以上であれば年齢に上限はない。経営者から従業員まで加入できる。業種・年齢・性別に関わりなく1人一律会費2000円/月。24時間中のケガによる死亡2000万円の補償。加入のメリットとして、1.万が一のケガの補償費 2.福利厚生のお成金 3.災害防止(予防)の助

成金 全て事業主の会費支払い口座に直接入金され経営者の財務をバックアップするシステムとなっている。仕事や日常生活で起こったケガや交通事故、海外のケガも対象とする24時間補償である。

労働安全衛生向上のための助成制度でめっき業が対象となるものに、1. 安全衛生設備等(局所排気装置の増設、改造、修理等)2. 作業環境測定3. 特殊健康診断などがあり、実例として、役員1名加入のA鍍金会社の場合、年度会費24,000円で、作業環境測定の助成金20,000円、特殊健康診断の助成金10,000円、人間ドック受診の補助金6000円の合計36,000円となり、会費より助成補助金が多くなっている。役員2名、従業員3名の5名加入のB鍍金会社の場合、年度会費120,000円で、作業環境測定、特殊健康診断、局所排気装置の修理、人間ドックの受診、従業員3名の定期健康診断、契約保養施設への旅行などの助成補助金合計が98,000円となり、有利となっている、などの説明があった。

次に、矢部賢先生の講習に移り、事前に寄せられた「中国の本当の経済力は？」等の質問に対して、詳細にわたってそれぞれ原因と対応策などを解説された。特に中国の経済については資料とともに具体的な視察状況を踏まえて解説された。その資料の結論部分は次の通りで、抜粋紹介させていただいた。

中国の発展に背を向け、「人蛇」と呼ばれ、命がけで国を逃れる人々が後を絶たないのに、沿岸都市4億のかかなりの階層が既に乗用車を求める力があり、02年110万台が売れ、10年の需要は700万台と推計されます。広州ホンダをトップに日系乗用車の人気は抜群で、家電製品を世界に供給する中国の家庭を潤すのは日本ブランド家電製品です。有り難いことに、中国人の間には「日本の信頼性」神話がまだ生きています。国交回復30年来、多くの留学、就学生が最盛期の日本を学び、底辺の人々が夢を追って日本で生活し、辺境の



人々が中国沿岸都市で厳しく管理された日系製品の品質を造り込んでいるのです。「信頼性」神話と本質を支えているのは、実は中国人なのではないでしょうか。史上例を見ない発展を続け、中国の23%のGDPを占める上海経済圏(2億人、江蘇・浙江・安徽省を含む)を支えた外資投入の1位(18%)は日本が占めています。兵力をもって東亜共栄圏を造ろうとしたのは大きな過ちでしたが、経済をもって東亜共栄に最も寄与したのが日本であることは言わぬが華であります。

これからの東アジア十数億の新市場発展を控え、日本の信頼性神話を裏切っては、日本再興の機会はなくなると考えられます。価格競争だけで中国に走れば、中国に漁夫の利を獲られるのみでなく、東アジア全体の経済破綻に繋がるように思われます。安値競争は止めた方が好いと思います。ドイツはドイツ人らしく、中国は中国人らしく、私達は日本ならではの信頼性を造り続け、世界に存在価値を示すより他に、生きる道はないと考えます。

(参考資料 森田靖郎：蛇頭と人蛇 集英社新書、矢部賢：先進国のめっき業として生きる途 ハイテクノ めっき企業の危機管理研究会、興梠一郎：現代中国 グローバル化の中で 岩波新書、小林秀夫：産業空洞化の克服 産業転換期の日本とアジア)

最後に、中央支部新役員を紹介し、例会を終了した。

■城北支部

支部員慰労会

城北支部(篠根健一支部長)は、6月21、22日に懇親を兼ね支部員の慰労会を行った。今回は、鬼怒川温泉鬼怒川御苑で22名の参加であった。

21日(土)は台風6号も去り、初夏を思わせる陽気に集合時間待つ間に日に焼けていくのが分かった。北千住駅での待ち合わせには、特にハプニングもなく無事出発した。車中では、冷えたビールを飲みながら約2時間程で鬼怒川駅に到着して、駅前で待つ旅館を巡るバスに乗った。バスは貸し切り状態だったので目的地まで一気に向かった。旅館にいたら部屋でくつろぎ宴会前に一風呂浴びるつもりであったが、初夏の陽気で喉が渇いたせいか、風呂にいく前にビールでもちよっと一杯のつもりが一本になっていた。当日旅館は、満室で世の中の景気が嘘の様ににぎわっていた。

今村和則総務の司会のもと慰労会が始まっ

た。個性的な司会進行で、慰労会に相応しく会は和んでいった。篠根支部長は「道中お疲れ様でした。支部員の方々の協力を得て、この様な慰労会が開けました心から感謝致します。こらからの季節は体力も大変、仕事の面では精神的にも大変と言うことで、短時間ですがリラックスして頂きたい。」と挨拶があった。

次に前期まで副支部長を務められた斉藤前副支部長、須永前副支部長、猪ノ鼻前副支部長へ記念品の授与を行った。今回参加された斉藤前副支部長から代表して「一生懸命にやっていたつもりですが至らないこともあったかと思っています。副支部長の役は降ろさせて頂きましたが、今後ともよろしくお願いします。」と挨拶があった。

野上栄一相談役の乾杯の発声の後、いつもより賑やかめの宴会は、全員参加の二次会へと続き、更に破格の三次会へいかれた方も。翌朝現地解散になり、各自おみやげ物を買ったりしながらリラックスした旅の帰途に着いた。(文・上原裕司)



■城北青年部会

勉強会開催

我々、城北青年部会(田中貴嗣会長)は、さる6月17日、日暮里公民館で、会員9名が参加し、講師に組合環研の志賀孝作所長を迎え、PRT法及び東京都環境確保条例に伴う化学物質適正管理の記述の方法と、日々関わる排水処理に関する各事業所の悩みについて相談を受けていただいた。また、志賀所長の経験談なども聞くことが出来て、あっという間に時間が過ぎていった。参加者全員とても有意義な時間が持てたと喜んでくれました。今回はお忙しい中にもかかわらず我々の申し出に、志賀所長は「私で、若い方々のお役に立てれば」と快くお引き受けいただき誠にありがとうございました。参加者一同心より御礼申し上げます。今回のような機会が再び訪れることを希望します。(文・田中貴嗣)

■葛飾青年部会

平成14年度定例総会

5月30日(金)立石「兎月」にて、葛飾支部青年部会平成14年度定例総会が行われた。来賓に神谷支部長をはじめ役員の皆様と青年部OBの皆様、そして青年部員7名の総勢16名で、18時30分より石川副会長の司会により開会した。

太田会長の挨拶は「会を支えて頂いた支部長はじめ諸先輩方、特に30周年に際しては夜遅くまで大変なご指導を頂き誠にありがとうございました。私にとってとても良い年でした。」と心からの感謝の気持ちを述べ、更に「今後も少数ながら活発な活動を心がけますので引き続きご指導をお願い致します。」と意気込みを明示した。



議長は、太田会長が勤め、第一号議案である(平成14年度事業報告、決算報告、会計監査報告)に対する速やかな承認の後、第二号議案の(平成15年度事業案及び予算案)を報告、特に事業案では、工場見学や研修会などの勉強会を積極的に開催して行きたい考えを強調、それに対し、支部役員の方々からも大いに協力するとのありがたいお言葉を頂いた。第三号議案では、15年度の青年部担当幹事の説明を石川副会長より行い、支部の皆様から暖かい拍手で励ましを頂戴した。

閉会の辞にて、滞りなく総会が終了した後は、神谷支部長のご挨拶「30周年の経験を大切に、自信を持って頑張るように。又、我々役員も青年部会員数をもう少し増やせるように努めます。」との力強いお言葉を頂き、菊池常任による大きな声での乾杯の御発声から、和やかな宴へと続いた。宴会では、兎月のおいしい料理と、たくさんのお酒で、いつも通り大いに盛り上がり、伊藤副支部長の中締めから西谷副支部長の大締めにて終宴を迎えた。

15年度担当幹事

会 長	太田幸一
副会長	石川英孝
副会長	黒田祐二
会 計	田口泰輔
監 査	狐塚寛之
幹 事	山田悦功
幹 事	池田憲治
幹 事	渡辺浩志(新規入会)

協組ニュース

直通電話 03-3743-2256
FAX 03-3743-2257

☆ 平成13年度環境確保条例化学物質適正管理のまとめ(2)

○移動量の多い物質(めっき業)

移動量(廃棄物)はニッケルめっき、クロムめっき、クロメートからの排出が多い。また、脱脂で使用するトリクロロエチレンの廃液、廃酸も多い。

○ 使用量と排出量、移動量(めっき業)

環境への排出量の一番多いトリクロロエチレンの使用量と環境への排出量、事業所外への移動量の関係を見ると、使用量の80%が環境へ排出され、10%が廃棄物になっている。

移動量の一番多いニッケルの使用量(ニッケル、ニッケル化合物)として製品としての出荷量、事業所外への移動量の間を見ると、使用量の70%が製品になり、30%が廃棄物になっている。(6.22 東鍍工組での東京都環境局環境改善部有害化学物質対策課化学物質管理係の説明会資料から)

産業廃棄物のご用命は、協組事務局へ Tel 03-3743-2256

環研ニュース

5月1、872成分を分析

直通電話 03-3815-4055

環境科学研究所は、5月中に1、872成分の分析を行いました。排水問題、作業環境測定等に関して、お困りのことはお気軽にご相談ください。“排水分析はあなたの工場の健康診断です”

1. スラッジ分析数

シアン	クロム	カドミ	鉛	水銀
6	10	5	7	3
ヒ素	その他	前処理		合計
2	19	11		63

2. その他排水分析

SS	COD	ヘキサン	全窒素
3	25	1	10
全りん	有機溶剤	その他	合計
3	33	47	122

3. クロム酸ミスト測定事業所数

35

4. シアン化水素測定事業所数

27

5. 有機溶剤測定事業所数

18

6. 粉じん測定事業所数

9

7. その他

0

8. 排水分析数

	シアン	クロム	重金属	合計
城東支部	15(6)	19(5)	38(13)	72(24)
城西支部	29(5)	29(5)	77(14)	135(24)
城南支部	14(3)	13(1)	36(5)	63(9)
品川支部	26(2)	27(2)	70(8)	123(12)
大田支部	35(7)	32(5)	64(16)	131(28)
城北支部	19(3)	32(3)	58(11)	109(17)
中央支部	20(2)	11(3)	48(6)	79(11)
足立支部	20(0)	25(0)	37(0)	82(0)
葛飾支部	39(0)	38(0)	76(0)	153(0)
向島支部	31(2)	20(3)	67(4)	108(9)
本所支部	5(0)	10(1)	21(3)	36(4)
西部支部	18(2)	18(3)	44(7)	80(12)
賛助会員	2(0)	5(1)	11(3)	18(4)
アドバイザー	2(2)	4(3)	10(4)	16(9)
合計	275(34)	283(35)	647(94)	1205(163)

東京都中小企業の景況(6月調査) 東京都産業労働局 産業政策部

◎都内中小企業の業況は、当月は▲44(前月▲50)と6ポイント改善し、持ち直した。業種別では製造業が2ポイント改善、前月に大幅に悪化した卸売業、小売業はそれぞれ9ポイント、10ポイント改善した。また、サービス業も7ポイント改善した。前年同月比の売上高は横ばいであったが、前月比の売上高が5ポイント改善し、業況の改善につながった。当月と比べた向こう3ヵ月の業況見通しは▲29と3ポイント悪化した。

○都内中小企業全体の業況DI値は前月の▲50(前々月▲47)から当月▲44と6ポイントの改善であった。前月に悪化した卸売業、小売業が大幅に改善したことから、持ち直した。業種別にみると、製造業は▲37(前月▲39)と2ポイント改善、卸売業は▲45(同▲54)と9ポイント、小売業は▲62(同▲72)と10ポイントの大幅な改善であった。サービス業も▲37(同▲44)と7ポイント改善した。業種区分ごとでみると、製造業は「紙・出版・印刷」「機械器具」以外は改善した。卸売業はすべての業種区分で改善した。特に、前月▲81と大幅に悪化した「衣料・身の回り品」は▲58と改善した。「建築・住宅関連」も▲41(同▲58)と3月の水準に戻した。小売業は「衣料・身の回り品」が14ポイント、「日用雑貨」13ポイント、「余暇関連」11ポイントと改善が目立った。サービス業は「企業関連サービス」が4ポイント改善、「個人関連サービス」は15ポイントの大幅な改善となった。

編集後記

携帯電話・PHSなどの普及が7,672万台以上となり、人口に占める割合が60.2%となった。幼児や高齢者を考えると、就労者の7,8割が持っているのではないと思われる。

この携帯電話の性能がどんどん進化している。最近ではカメラ付が多くなり、そのカメラもデジタルカメラ並みの高性能が進み、いま盛んにPRされて、デジタルカメラ市場を脅かしている。こうしたことから、色々な使われ方をして、社会問題なども引き起こしている。「本の盗撮」ということで書店で立ち読みをして本を買わずに興味のある個所だけ撮影してしまう。このため書店は売上減に悲鳴をあげている。さらに悪質なことでは、痴漢行為にも使われ、逮捕者も出ている。また、多くの人が持っていることから突発的な事故の撮影にも威力を発揮している。6月23日に愛知県の東名高速道路で玉突き事故が発生し、6台が炎上、4人が死亡

する大きな事故があったが、テレビで事故直後の炎をあげる凄惨な現場が放映された。この映像はたまたま事故現場に遭遇したバスの乗客がカメラ付携帯電話で動画を撮影したものとテロップが出ていたが、カメラ付携帯電話が普及していたからこそ撮影できたもので、こうした機器が便利になればなるほど、良くも悪しくも活用範囲が広がりをみせている。

広報7月号

印刷 平成15年7月15日
発行 平成15年7月15日
(毎月1回20日発行 第36巻第7号)
発行所 東京都鍍金工業組合
〒113- 東京鍍金公害防止協同組合
0034 東京都文京区湯島 1-11-10
Tel03(3814)5621 FAX03(3816)6166
発行責任者 大村 功作
編集責任者 木村 秀利
印刷 スザキ企画 Tel047(338)1222
〒272-0802 市川市柏井町 2-1419-4
定 価 500 円

成人病健診・人間ドック・脳ドックのご案内

関東地区 76 ヶ所の契約機関で受けられます。

当健保組合は健診に大きな力を注ぎ、費用の補助など、受けやすい環境づくりを進めています。一年に一度の健康チェックを必ず受けましょう。

◎ 対象者及び費用負担



種 別	健 診 対 象 者	組合負担額(平均)	受診者負担額
成人病健診 (C・D 検 査)	被保険者及び 被扶養配偶者	20,000円	2,000円
人 間 ド ッ ク	被保険者及び 被扶養配偶者	日帰り 33,000円 1泊 43,000円	10,000円 20,000円
脳 ド ッ ク	50歳以上の被保 険者及び被扶養者	定額15,000円補助	平均 15,000 円
骨粗鬆症健診	女子被保険者及び 女子被扶養配偶者	定額 3,150円補助	平均 0円

◎ 検査項目

項 目	成人病健診	人間ドック	脳ドック	項 目	成人病健 診	人間ドック	脳ドック
問 診	○	○	○	胸部X線検査	○	○	
身体計測	○	○		胃部X線検査	○	○	
視力検査	○	○		心電図検査	○	○	
理学的検査	○	○		肺機能検査		○	
血圧検査	○	○		聴 力 検 査	○	○	
尿 検 査	○	○		眼 底 検 査		○	
便 検 査	○	○		腹部超音波検査		○	
血液学検査	○	○		頭部MRI, MRA			○
血清検査		○		婦人科(希望者)	○	○	
生化学検査	○	○		骨粗鬆症(〃)	○	○	

※検査項目は、実施機関によって異なる場合があります。

成人病健診、人間ドックの他に、16ヶ所の契約機関で脳ドックを受診できます。

**契約機関及び健診手順につきましては、機関紙「めっきけんぽ」6月号をご覧ください。か
健保組合までお問い合わせください。**